

中国国際経済貿易仲裁委員会 モデル仲裁条項（一）

本契約に起因または関連する紛争はすべて、中国国際経済貿易仲裁委員会（貿仲）に仲裁を申立て、仲裁申立時に有効な中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁規則により、仲裁を行うものとする。仲裁判断は、最終的なものであって、当事者を拘束する。

中国国際経済貿易仲裁委員会 モデル仲裁条項（二）

本契約に起因または関連する紛争はすべて、中国国際経済貿易仲裁委員会（貿仲）_____分会/仲裁センターに仲裁を申立て、仲裁申立時に有効な中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁規則により、仲裁を行うものとする。仲裁判断は、最終的なものであって、当事者を拘束する。

目 次

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則	5
-------------------	---

付録一：中国国際経済貿易仲裁委員会及びその 分会/仲裁センター名簿	
--------------------------------------	--

63

付録二：中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用	
-----------------------	--

69

付録三：中国国際経済貿易仲裁委員会緊急仲裁 人手続	
------------------------------	--

80

対外経済貿易仲裁委員会の中国国際経済貿易仲 裁委員会への名称変更と仲裁規則の改正に関す る国務院の回答	88
---	----

対外貿易仲裁委員会を対外経済貿易仲裁委員会 に改称することに関する国務院の通達	89
--	----

中国国際貿易促進委員会における対外貿易仲裁 委員会の設置に関する中央人民政府政務院の決 定	90
---	----

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則

(2023年9月2日中国国際貿易促進委員会

/中国国際商会により改正・採択 2024年1月1日施行)
行)

第一章 総則

第一条	仲裁委員会	5
第二条	機構及び職責	5
第三条	事件受理の範囲	7
第四条	規則の適用	8
第五条	仲裁合意	8
第六条	仲裁合意及び/又は管轄権に対する 異議	9
第七条	仲裁地	11
第八条	送付及び期限	11
第九条	誠実信用	13
第十条	異議の放棄	13

第二章 仲裁手続

第一節 仲裁申立て、答弁、反対請求

第十一条	仲裁手続の開始	13
第十二条	仲裁の申立て	14
第十三条	事件の受理	15
第十四条	複数の契約の仲裁及び仲裁過程に おける契約の追加	16
第十五条	答弁	17
第十六条	反対請求	17
第十七条	仲裁申立て又は反対請求の変更	19

第十八条	当事者の追加	19
第十九条	仲裁の併合	21
第二十条	仲裁書類の提出及び交換	22
第二十一条	仲裁書類の提出方法及び部数	23
第二十二条	仲裁代理人	23
第二十三条	保全及び暫定措置	24
第二節 仲裁人及び仲裁廷		
第二十四条	仲裁人の義務	25
第二十五条	仲裁廷の人数	25
第二十六条	仲裁人の選任又は指定	25
第二十七条	3人仲裁廷の構成	26
第二十八条	単独仲裁廷の構成	28
第二十九条	多数当事者仲裁廷の構成	29
第三十条	仲裁人指定に関する考慮事項	29
第三十一条	開示	30
第三十二条	仲裁人の忌避	30
第三十三条	仲裁人の交代	32
第三十四条	仲裁人の過半数による仲裁手続の 継続	33
第三節 審理		
第三十五条	審理の方法	33
第三十六条	開廷場所	34
第三十七条	開廷審理	35
第三十八条	秘密保持	36
第三十九条	欠席審理	36
第四十条	開廷審理の記録	37
第四十一条	挙証	37

第四十二条	質証	38
第四十三条	仲裁廷による調査及び証拠収集	39
第四十四条	専門家報告書及び鑑定書	39
第四十五条	手続の停止	40
第四十六条	請求の取下げ及び事件の取消し	40
第四十七条	仲裁と調停の併用	41
第四十八条	第三者出資	43
第四十九条	中間決定	44
第五十条	早期却下手続	44

第三章 仲裁判断

第五十一条	仲裁判断の期限	46
第五十二条	仲裁判断	46
第五十三条	一部仲裁判断	48
第五十四条	仲裁判断書のレビュー	48
第五十五条	負担すべき費用	49
第五十六条	仲裁判断書の訂正	49
第五十七条	追加仲裁判断	50
第五十八条	仲裁判断の履行	51

第四章 簡易手続

第五十九条	簡易手続の適用	51
第六十条	事件の受理	51
第六十一条	仲裁廷の構成	52
第六十二条	答弁及び反対請求	52
第六十三条	審理の方法	52
第六十四条	開廷審理	53
第六十五条	仲裁判断の期限	53
第六十六条	手続の変更	54

第六十七条	本規則の他の規定の準用	54
第五章 国内仲裁における特別規定		
第六十八条	本章の適用	54
第六十九条	事件の受理	54
第七十条	仲裁廷の構成	55
第七十一条	答弁及び反対請求	55
第七十二条	開廷審理	55
第七十三条	開廷審理記録	56
第七十四条	仲裁判断の期限	56
第七十五条	本規則の他の条項の準用	56
第六章 香港における仲裁の特別規定		
第七十六条	本章の適用	56
第七十七条	仲裁地及び手続の適用法	56
第七十八条	管轄権の決定	58
第七十九条	仲裁人の選任又は指定	58
第八十条	暫定措置及び緊急救済	58
第八十一条	仲裁判断書の印章	58
第八十二条	仲裁費用	59
第八十三条	本規則の他の条項の適用	59
第七章 附則		
第八十四条	仲裁言語	59
第八十五条	仲裁費用及び経費	60
第八十六条	責任の制限	61
第八十七条	規則の解釈	62
第八十八条	規則の施行	62

第一章 総 則

第一条 仲裁委員会

- (一) 中国国際経済貿易仲裁委員会（以下「仲裁委員会」という）、旧名称は中国国際貿易促進委員会對外貿易仲裁委員会、中国国際貿易促進委員会對外經濟貿易仲裁委員会といい、同時に、「中国国際商会仲裁院」の名称を使用する。
- (二) 当事者が、仲裁合意において、紛争を、中国国際貿易促進委員会/中国国際商会の仲裁に付託する旨の合意をした場合、又は中国国際貿易促進委員会/中国国際商会の仲裁委員会若しくは仲裁院の仲裁に付託する旨の合意をした場合、又は仲裁委員会の旧名称を仲裁機関として使用した場合には、中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁に付託することに同意したものとみなす。

第二条 機構及び職責

- (一) 仲裁委員会主任は、本規則が付与する職責を履行する。副主任は、主任の授権に基づき、主任の職責を履行することができる。
- (二) 仲裁委員会は、仲裁院を設置し、授権された副主任と仲裁院院長の指導の下で、本規則に定められた職責を履行する。
- (三) 仲裁委員会は北京に設置され、仲裁委員会には、分会又は仲裁センターが設けられ

ている（本規則付録一）。仲裁委員会の分会/仲裁センターは仲裁委員会の派出機構であり、仲裁委員会の授権に基づき、仲裁の申立てを受理し、仲裁事件を管理する。

（四）分会/仲裁センターは、仲裁院を設置し、分会/仲裁センター仲裁院院長の主宰の下で、本規則により仲裁委員会仲裁院が履行すべき職責を履行する。

（五）分会/仲裁センターが事件を管理する場合、本規則により仲裁委員会仲裁院院長が履行すべき職責においては、仲裁委員会仲裁院院長の授権に基づき、分会/仲裁センター仲裁院院長が履行する。

（六）当事者は、その紛争を、仲裁委員会又は仲裁委員会の分会/仲裁センターの仲裁に付託することを合意することができる。仲裁委員会の仲裁に付託することに合意した場合、仲裁委員会仲裁院は仲裁申立てを受理し、かつ、事件を管理する。分会/仲裁センターの仲裁に付託することに合意した場合、又は仲裁地が分会/仲裁センター所在の省、自治区、直轄市管轄内にある場合には、当事者間で別段の合意がない限り、当該分会/仲裁センターの仲裁院が仲裁申立てを受理し、かつ、事件を管理する。仲裁委員会仲裁院は、事件の具体的な状況に応じて、分会/仲裁センターを指定し、関

係事件の管理について授權を行うことができる。

合意した分会/仲裁センターが存在しない、若しくはその権限が打ち切られている場合、又はその合意が不明確である場合においては、仲裁委員会仲裁院が仲裁申立てを受理し、かつ事件を管理する。異議がある場合は、仲裁委員会が決定を下す。

(七) 仲裁委員会は、当事者の合意及び要請に従って、アドホック仲裁のための管理及び補助サービスを提供することができる。それには、仲裁規則の適用に関するコンサルティング及びガイダンスサービスの提供、仲裁人の選任 / 仲裁人忌避の決定、審問におけるサービスの提供、仲裁判断草案のレビュー、仲裁人報酬管理の代行等の仲裁サービスが含まれるが、これらに限らない。当事者の合意が実施不可能であるもの、又は仲裁手続の準拠法の強行規定と矛盾するものを除く。

第三条 事件受理の範囲

(一) 仲裁委員会は、当事者の合意に基づいて、契約性又は、非契約性の経済貿易等の紛争事件を受理する。

(二) 前項の紛争事件には以下の事件が含まれる。

- 1、国際又は涉外紛争事件；
- 2、香港特別行政区、マカオ特別行政区及

び台湾地区にかかわる紛争事件；

3、国内紛争事件。

第四条 規則の適用

- (一) 本規則は、仲裁委員会及びその分会/仲裁センターに一律に適用される。
- (二) 当事者が紛争を仲裁委員会の仲裁に付託する旨の合意をした場合、本規則により仲裁を行うことに同意したものとみなす。
- (三) 当事者が、紛争を仲裁委員会の仲裁に付託する旨の合意をしたものの、本規則の内容を変更し、又は他の仲裁規則を適用する旨の合意をした場合、当該合意に従う。ただし、当該合意が実施不可能、又は仲裁手続の準拠法の強制規定に抵触する場合は、この限りではない。当事者が他の仲裁規則を適用する旨の合意をした場合、仲裁委員会は、それ相応の管理職責を履行する。
- (四) 当事者が、本規則により仲裁をする旨の合意をしたが、仲裁機構についての合意がない場合、紛争を仲裁委員会の仲裁に付託することに同意したものとみなす。
- (五) 当事者が仲裁委員会の専門仲裁規則を適用する旨の合意をした場合、その合意に従う。ただし、その対象となる紛争が当該専門仲裁規則の適用範囲に該当しない場合は、本規則を適用する。

第五条 仲裁合意

- (一) 仲裁合意とは、当事者が契約において明確に約定した仲裁条項、又はその他の方式で行った仲裁に付託する旨の書面による合意を指す。
- (二) 仲裁合意は書面によらなければならない。書面には、契約書、書簡、電報、テレックス、ファクシミリ、電子データの交換及び電子メール等、内容を有形に表現できる形式が含まれる。仲裁申立書及び仲裁答弁書の交換において、当事者の一方が仲裁合意の存在を主張し、他方の当事者がそれに対し否認の意思表示をしない場合、書面による仲裁合意が存在するものとみなす。
- (三) 仲裁合意の適用法において、仲裁合意の形式及びその効力について別段の定めがある場合は、その規定に従う。
- (四) 契約における仲裁条項は、契約の他の条項とは分離された独立条項としてみななければならない。契約に付属された仲裁合意も、契約の他の条項とは分離され独立に存在する部分としてみななければならない。契約の変更、解除、終了、譲渡、失効、無効、未発効、取消し及び成立の有無は、仲裁条項又は仲裁合意の効力に影響を及ぼさない。

第六条 仲裁合意及び/又は管轄権に対する異議

- (一) 仲裁委員会は、仲裁合意の存在、効力及び

仲裁事件の管轄権につき決定する権限を有する。仲裁廷構成後、仲裁委員会は仲裁廷に管轄権につき決定をする授権をすることができる。

- (二) 仲裁委員会が、表の証拠に基づき、有効な仲裁合意が存在すると認め、仲裁委員会が管轄権を有すると決定をした場合、仲裁手続は続行される。仲裁委員会が表の証拠に基づいて下した管轄権に対する決定は、仲裁廷が、審理過程において、表の証拠と一致しない事実及び/又は証拠を発見し、それに基づき、新たに管轄権に対する決定をすることを妨げるものではない。
- (三) 仲裁廷は、管轄権に対する決定をするとき、仲裁手続中に個別にすることもできるし、仲裁判断書において一括にすることもできる。
- (四) 当事者は、仲裁合意及び/又は仲裁事件の管轄権に対して異議がある場合、それを仲裁廷の最初の審理が行われる前に書面により提出しなければならない。書面審理の事件の場合は、最初の実質的答弁の前に提出しなければならない。仲裁手続の適用法に別段の定めがある場合には、その規定に従う。
- (五) 仲裁合意及び/又は仲裁事件の管轄権に対する異議の提出は、仲裁手続の続行を妨げるものではない。

(六)上記の管轄権に対する異議及び/又は決定は、仲裁事件の主体資格に対する異議及び/又は決定を含む。

(七)仲裁委員会又は仲裁廷が、管轄権を有しないとの決定を下した場合、事件取消決定をしなければならない。事件取消決定は、仲裁廷構成前は、仲裁委員会仲裁院院長が行い、仲裁廷の構成後は、仲裁廷が行う。

第七条 仲裁地

(一)当事者が仲裁地について合意した場合、その合意に従う。

(二)当事者が仲裁地について合意していない、又はその合意が不明確である場合は、事件を管理する仲裁委員会又はその分会/仲裁センターの所在地を仲裁地とする。仲裁委員会は、事件の具体的な状況に応じて、他の場所を仲裁地とすることもできる。

(三)仲裁判断は仲裁地においてなされたものとみなす。

第八条 送付及び期限

(一)仲裁に関する一切の文書、通知及び資料(以下、「仲裁書類」という)等は、手渡し、書留郵便、EMS、ファクシミリ、電子的方法及び配達記録を提供することができるその他の通信方法、又は仲裁委員会仲裁院若しくは仲裁廷が適切と認めるその他の方法

により送付することができる。電子的方法による送付には、当事者によって合意・指定された電子メールアドレス、その他の電子通信アドレス宛に及び仲裁委員会の情報技術記憶システム、当事者が支障なくアクセスできる情報システム等を通じて、電子的手段により発送する仲裁書類の送付が含まれる。

- (二) 仲裁書類の送付は、電子的方法の利用を優先することができる。
- (三) 仲裁書類は、当事者若しくはその仲裁代理人が自ら提供した宛先又は当事者が合意した宛先に送付しなければならない。当事者若しくはその仲裁代理人が宛先を提供せず又は当事者が宛先について合意していない場合、相手方当事者又はその仲裁代理人が提供した宛先に発送するものとする。
- (四) 当事者又はその仲裁代理人に送付する仲裁書類は、受取人に手渡され、又は受取人の営業所、登録地、住所、常居所又は宛先に送付されたとき、又は相手方当事者が合理的に照会しても上記のいずれかの住所が判明できない場合には、仲裁委員会仲裁院が書留郵便、EMS 若しくは配達記録を提供できる公証送達、委託送達、留置送達を含むその他のいずれかの手段によって、受

取人の最後に知れたる営業所、登録地、住所、常居所又は宛先に発送したとき、有効に送付されたものとみなす。

(五) 本規則における期限は、仲裁委員会仲裁院が送付した仲裁書類を当事者が受領した日、又は受領するはずの日の翌日から起算するものとする。

第九条 誠実信用

仲裁参加者は誠実信用の原則に従い、仲裁手続を進めなければならない。

第十条 異議の放棄

当事者が、本規則又は仲裁合意に定められたいずれかの条項又は事情が遵守されていないことを知り、又は当然知り得るはずでありながら、仲裁手続に参加し、又は仲裁手続を続行し、又は有効に通知をしたにもかかわらず正当な理由無しに審理に欠席し、また未遵守の状況に対して適時かつ明白に書面により異議を申し立てなかった場合、その異議申立ての権利を放棄したものとみなす。

第二章 仲裁手続

第一節 仲裁申立て、答弁、反対請求

第十一条 仲裁手続の開始

仲裁手続は、仲裁委員会仲裁院が仲裁申立書を受領した日に開始する。申立人が仲裁委員会に

仲裁申立書を書面で提出し、及び / 又は仲裁委員会の事件受理オンラインシステムを通じて仲裁を申立てた場合、仲裁手続は、それを最初に受領した日に開始する。

第十二条 仲裁の申立て

(一) 当事者が本規則に従って仲裁申立てをするには、

1、申立人又は申立人が授権した代理人が署名及び/又は押印した仲裁申立書を提出しなければならない。仲裁申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申立人及び被申立人の名称及び住所（郵便番号、電話、ファクシミリ及び電子メール又はその他の電子通信方式を含む。）

(2) 仲裁申立ての根拠となる仲裁合意

(3) 事件の内容及び紛争の要点

(4) 申立人の仲裁請求

(5) 仲裁請求の根拠となる事実及び理由

2、申立人は、仲裁申立書を提出する際、申立人の請求の根拠となる証拠資料及びその他の証明書類を添付しなければならない。

3、仲裁費用は、仲裁委員会が制定した仲裁費用表の定めに従って、予め納付しなければならない。

(二) 仲裁合意において、仲裁に先立ち協議又は調停手続をすべき旨を定めている場合、申立ては協議又は調停後に提出することができる。但し、協議又は調停の欠如は、適用法又は仲裁合意において明確に相反する規定がない限り、申立人の仲裁申立ての提出及び仲裁委員会仲裁院の仲裁事件の受理を妨げるものではない。

第十三条 事件の受理

- (一) 仲裁委員会は、紛争発生前又は発生後に、当事者間で締結された、紛争を仲裁委員会の仲裁に付託する旨の仲裁合意及び当事者の書面による申立てに基づいて、事件を受理する。
- (二) 仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を受領した後、審査を経て、仲裁申立ての手続が完全であると認める場合、仲裁通知、仲裁委員会の仲裁規則及び仲裁人名簿各1通を当事者に送付しなければならない。申立人の仲裁申立書及びその付属文書も、同時に被申立人に送付しなければならない。
- (三) 仲裁委員会仲裁院は、審査を経て、仲裁申立ての手続が不完全であると認める場合、申立人に一定の期限までにそれを完備するよう要求することができる。申立人が、規定の期限内に仲裁申立ての手続を完

備しなかった場合、申立人が仲裁申立てをしなかったものとみなす。仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を保管しない。

- (四) 仲裁委員会が事件を受理した後、仲裁委員会仲裁院は、仲裁事件の手續の管理に協力する事件書記を1名指定するものとする。

第十四条 複数の契約の仲裁及び仲裁過程における契約の追加

- (一) 申立人は、複数の契約に係わる紛争を、一つの仲裁事件に併合して仲裁申立てをすることができる。ただし、下記の要件を同時に満たさなければならない。

- 1、複数の契約が主従関係にあること、又は複数の契約に係る当事者が同一、かつその法律関係の性質が同一であること、又は複数の契約に係る対象が関連関係にあること。
- 2、複数の契約に係る紛争が同一取引又は同一系列の取引が原因となっていること。
- 3、複数の契約における仲裁合意の内容が同様であるか、又は互換性があること。

- (二) 前項の1、2及び3の要件を同時に満たす場合には、申立人は仲裁手続中に契約の追

加を申し立てることができる。但し、その申立てが遅過ぎて、仲裁手続の正常な遂行を妨げる場合には、契約追加拒否の決定をすることができる。

- (三) 本条第一項、第二項の手続的事項については、仲裁委員会の仲裁院が決定するものとする。契約追加の申立てが仲裁廷の構成後になされた場合には、仲裁廷が決定するものとする。

第十五条 答弁

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後 45 日以内に答弁書を提出しなければならない。被申立人が正当な理由により答弁の提出期間の延長を請求する場合、仲裁廷が、答弁期間延長の可否を決定するものとする。仲裁廷の構成前には、仲裁委員会仲裁院がそれを決定するものとする。
- (二) 答弁書は、被申立人又は被申立人が授権した代理人が署名及び/又は押印し、かつ、次に掲げる内容及び付属文書を含まなければならない。
- 1、被申立人の名称及び住所（郵便番号、電話、ファクシミリ、電子メール又はその他の電子通信方式を含む。）
 - 2、仲裁申立書に対する答弁並びにその根拠となる事実及び理由
 - 3、答弁の根拠となる証拠資料及びその他

の証明文書

- (三) 仲裁廷は、提出期限を経過した答弁書を受領するか否かを決定する権限を有する。
- (四) 被申立人から答弁書が提出されていないことは、仲裁手続の続行に影響を与えない。

第十六条 反対請求

- (一) 被申立人は、反対請求がある場合、それを仲裁通知を受領した後 45 日以内に書面により提出しなければならない。被申立人が正当な理由により反対請求の提出期限の延長を請求する場合、仲裁廷は、反対請求申立期限を延長するか否かを決定する。仲裁廷構成前においては、仲裁委員会仲裁院がそれを決定するものとする。
- (二) 被申立人は、反対請求を提出する際、その反対請求申立書に、具体的な反対請求事項、その根拠となる事実及び理由を記載し、またそれに係る証拠資料及びその他の証明文書を添付しなければならない。
- (三) 被申立人は、反対請求を提出する場合、仲裁委員会が制定した仲裁費用表に従って、規定期間内に仲裁費用を予め納付しなければならない。被申立人が、規定の期間内に反対請求の仲裁費用を納付しなかった場合、反対請求の申立てを提出しなかったものとみなす。

(四) 仲裁委員会仲裁院は、被申立人の反対請求の提出手続が完全であると認める場合、当事者に反対請求の受理通知を送付しなければならない。申立人は、反対請求の受理通知を受領した後 30 日以内に、被申立人の反対請求に対する答弁書を提出しなければならない。申立人が、正当な理由により答弁書提出期限の延長を請求する場合、仲裁廷は、答弁期限を延長するか否かを決定するものとする。仲裁廷の構成前においては、仲裁委員会仲裁院がそれを決定するものとする。

(五) 仲裁廷は、提出期限を経過した反対請求申立と反対請求の答弁書を受領するか否かを決定する権限を有する。

(六) 申立人が、被申立人の反対請求に対して書面による答弁をしなかったとしても、仲裁手続の続行を妨げない。

第十七条 仲裁申立て又は反対請求の変更

申立人は、その仲裁請求につき変更の申立てをすることができ、被申立人も、その反対請求につき変更の申立てをすることができる。ただし、仲裁廷が、その変更申立ての時期が遅すぎて、仲裁手続の正常な遂行を妨げると認める場合、その請求変更の申立てを拒否することができる。

第十八条 当事者の追加

(一) 仲裁手続において、当事者は、表から見て追加対象である当事者を拘束する事件関連仲裁合意に基づいて、仲裁委員会に当事者追加の申し立てをすることができる。仲裁廷の構成後に当事者追加の申し立てをした場合、仲裁廷が確かに必要があると認めるときは、追加対象である当事者を含む各当事者の意見を聞いた上で、仲裁委員会が決定するものとする。

仲裁委員会仲裁院が当事者追加の申し立てを受領した日を、当該追加対象である当事者に対して仲裁を開始する日とみなす。

(二) 当事者追加申立書には、既存の仲裁事件の事件番号、追加対象である当事者を含む当事者全員の名称、住所及び通信方式、当事者追加の根拠となる仲裁合意、事実及び理由、並びに仲裁請求を記載しなければならない。

当事者は当事者追加の申立書を提出する際、その申し立ての根拠となる証拠資料及びその他の証明文書を添付しなければならない。

(三) 当事者のいずれかが当事者追加の手続につき、仲裁合意及び/又は仲裁事件の管轄権に対する異議を提出した場合、本規則の第六条の関連規定を適用して管轄権を決定するものとする。

(四) 当事者追加手続の開始後、仲裁廷の構成

前には、仲裁委員会仲裁院が仲裁手続の進行について決定し、仲裁廷の構成後には、仲裁廷が仲裁手続の進行について決定するものとする。

- (五) 仲裁廷の構成前に当事者を追加した場合、当事者が仲裁人を選任又は仲裁委員会主任に仲裁人の指定を依頼することに関する本規則における規定は追加された当事者にも適用される。仲裁廷は本規則第二十九条の規定により構成するものとする。

仲裁廷の構成後に当事者の追加を決定した場合、仲裁廷は、仲裁廷の構成等、既に行われた仲裁手続について、追加された当事者に意見を求めなければならない。追加された当事者が仲裁人を選任又は仲裁委員会主任に仲裁人の指定を依頼することを要求した場合、当事者は仲裁人を新たに選任し、又は仲裁委員会主任に仲裁人の指定を依頼しなければならない。仲裁廷は本規則第二十九条の規定により構成するものとする。

- (六) 当事者の答弁書及び反対請求の提出に関する本規則における規定は追加された当事者にも適用される。追加された当事者が答弁書及び反対請求を提出する期限は当事者追加に係る仲裁通知を受領した日から起算するものとする。

- (七) 事件に係る仲裁合意が表から見て追加対

象である当事者を拘束することができない、又は当事者を追加すべきではないその他のいかなる事情がある場合、仲裁委員会は、追加しないことを決定する権限を有する。

第十九条 仲裁の併合

(一) 下に掲げるいずれかの要件に符合する場合、当事者の請求により、仲裁委員会は、本規則による 2 つ以上の仲裁事件を 1 つの仲裁事件に併合して審理することを決定することができる。

- 1、各事件の仲裁申立が同一の仲裁合意を根拠としていること。
- 2、各事件の仲裁申立が複数の仲裁合意を根拠に提出されているものの、当該複数の契約が主従関係にあるか、複数の契約に係る当事者が同一及び法律関係の性質が同一であるか、又は複数の契約の対象が関連関係にあり、かつ複数の契約の仲裁合意の内容が同様又は互換性があること。
- 3、事件の当事者全員が仲裁の併合に同意すること。

(二) 前項により仲裁の併合を決定する際、仲裁委員会は、異なる事件の仲裁人の選任又は指定等を含め、各当事者の意見及び関係仲裁事件の間の関連性等の要因を考慮しな

ければならない。

- (三) 各当事者間に別段の合意がない限り、仲裁事件の併合は、最初に仲裁手続を開始する仲裁事件に併合するものとする。
- (四) 仲裁事件の併合後、仲裁廷の構成前には、仲裁委員会仲裁院が手続の進行について決定し、仲裁廷の構成後には、仲裁廷が手続の進行について決定するものとする。

第二十条 仲裁書類の提出及び交換

- (一) 当事者は、仲裁書類を仲裁委員会仲裁院に提出しなければならない。
- (二) 仲裁手続において送付又は転送する必要のある仲裁書類は、仲裁委員会仲裁院が仲裁廷及び当事者に送付又は転送するものとする。当事者間に別段の合意があり、かつ仲裁廷の同意を得た場合、又は仲裁廷に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第二十一条 仲裁書類の提出方法及び部数

- (一) 当事者は、仲裁申立書、答弁書、反対請求書や証拠資料及びその他の仲裁書類を提出する際、電子通信手段を優先することができる。
- (二) 当事者が仲裁書類を電子通信手段により提出する場合、仲裁委員会仲裁院又は仲裁廷が必要と認めるときは、当事者に同じ内容の紙媒体の書面の提出を求めることがで

きる。電子書類と紙媒体の書面が一致しない場合、当事者間に別段の合意がない限り、電子書類に従うものとする。

- (三) 当事者は、紙媒体の書面を提出する場合、一式 5 部を提出しなければならない。多数当事者に係る事件の場合、相応の数を加えなければならない。また当事者が保全措置の申立てをした場合、相応の数を加えなければならない。仲裁廷の構成人数が 1 名である場合、2 部減らすものとする。

第二十二条 仲裁代理人

- (一) 当事者は、中国及び/又は外国の仲裁代理人に授権し、仲裁に関する事項を処理させることができる。当事者又はその仲裁代理人は、仲裁委員会仲裁院に授権委任状を提出しなければならない。仲裁委員会仲裁院は、授権委任状を関係当事者及び仲裁廷に伝達しなければならない。
- (二) 仲裁廷の構成後に当事者が仲裁代理人を変更又は追加した場合、仲裁委員会の仲裁院院長は、当事者が合理的な期間内に仲裁人忌避問題について表明した意見及び仲裁廷における事件審理の進捗状況を考慮し、当事者代理人の変更起因する仲裁人の利益相反を防止するために、新たな仲裁代理人の仲裁手続への参加を排除するなどを含

め、必要な措置を講じることができる。

第二十三条 保全及び暫定措置

(一) 当事者が、保全措置の申立をした場合、仲裁委員会は、当事者の保全措置申立を、当事者が指定する管轄権を有する人民法院に渡さなければならない。

仲裁委員会は、当事者の要請があれば、仲裁通知が発せられる前に、当事者が提出した保全措置の申立書を当該法院に伝達することができる。

(二) 適用法または当事者の合意に基づいて、当事者は、「中国国際経済貿易仲裁委員会の緊急仲裁人手続」（本規則の付録三）に従い、仲裁委員会の仲裁院に緊急の暫定的救済を申請することができる。緊急仲裁人は、必要または適切な緊急の暫定的救済について決定することができる。緊急仲裁人の決定は、当事者を拘束するものとする。

(三) 当事者の要請により、仲裁廷は、適用法または当事者の合意に従い、必要または適切と考えられる暫定措置を講じることを決定することができる。暫定措置を要請した当事者が提供すべき適切な担保について決定する権限を有する。

第二節 仲裁人及び仲裁廷

第二十四条 仲裁人の義務

- (一) 仲裁人は、いずれの当事者も代表せず、当事者から独立した中立的な立場で、当事者を平等に扱わなければならない。
- (二) 仲裁人が選任・指定を受諾した場合、本規則に従って職務を遂行し、勤勉かつ効率的に仲裁手続を進めるものとする。

第二十五条 仲裁廷の人数

- (一) 仲裁廷は、仲裁人 1 名又は 3 名から構成される。
- (二) 当事者の合意または本規則に別段の定めがない限り、仲裁廷は 3 名の仲裁人から構成される。

第二十六条 仲裁人の選任又は指定

- (一) 仲裁委員会は、仲裁委員会及びその分会/仲裁センターに一律に適用される仲裁人名簿を作成し、当事者は、仲裁委員会が作成した仲裁人名簿から仲裁人を選任する。
- (二) 当事者が仲裁委員会の仲裁人名簿以外の仲裁人を選任することに合意した場合、当事者が選任した者又は当事者の合意に従って指定された者は、仲裁委員会主任の確認を得て仲裁人として活動することができる。
- (三) 仲裁廷は、当事者間で別段の合意をした場合を除き、本規則の規定に従って構成されるものとする。

- (四) 当事者が仲裁廷の構成に関して明らかに不公正又は不公平な構成方法について合意した場合、又は当事者の権利濫用により仲裁手続に必要な遅延が生じた場合、仲裁委員会主任は、衡平の原則に基づき、仲裁廷の構成方法を決定し、又は仲裁廷のメンバーを指定することができる。

第二十七条 3人仲裁廷の構成

- (一) 申立人及び被申立人は、それぞれ仲裁通知を受領した後 15 日以内に、仲裁人を選任又は仲裁委員会主任に依頼して仲裁人を指定しなければならない。当事者が当該期間内に選任又は仲裁委員会主任に依頼して指定しなかった場合には、仲裁委員会主任が指定する。
- (二) 第三仲裁人は、被申立人が仲裁通知を受領した後 15 日以内に、当事者が共同で選任するか、又は仲裁委員会主任に共同で依頼して指定しなければならない。第三仲裁人を、仲裁廷の首席仲裁人とする。当事者が当該期間内に共同で選任又は仲裁委員会主任に共同で依頼して指定しなかった場合には、仲裁委員会主任が首席仲裁人を指定する。
- (三) 当事者は、それぞれ選任した 2 名の仲裁人が共同で首席仲裁人を選任することについて合意することができる。当該両仲裁人

は、それぞれ選任を受諾した後 7 日以内に共同で首席仲裁人を選任、又は共同で仲裁委員会主任に依頼して指定しなければならない。当該期間内に共同で選任又は共同で仲裁委員会主任に依頼して指定しなかった場合には、仲裁委員会主任が首席仲裁人を指定する。

(四) 当事者は、それぞれ 1 名から 5 名までの候補者を首席仲裁人の候補者として推薦し、本条第二項に定める期間内にその推薦リストを提出することができる。当事者の推薦リストの中に、同一候補者が 1 名いる場合、その候補者を当事者が共同で選任した首席仲裁人とする。同一候補者が複数いる場合、仲裁委員会主任が、事件の具体的状況に照らし、その中から首席仲裁人を決定するものとし、当該首席仲裁人を当事者が共同で選任した首席仲裁人とする。推薦リストに同一候補者がいない場合、仲裁委員会主任が、推薦リスト以外から首席仲裁人を指定する。

(五) 当事者の合意がある場合又は当事者の共同の請求により、仲裁委員会主任は、首席仲裁人の候補者として 3 名を指名し、当事者は、当該指名リストを受領した後 7 日以内に、首席仲裁人を選任することができる。

当事者間で別段の合意がない限り、本項において、首席仲裁人の指定 / 選任には以下のリスト方式を用いるものとする。

1. 当事者は、異議のある 1 名又は複数の者を外し、残された者のリストを仲裁委員会仲裁院に提出することができる。

2. 当事者の当該リストに同一者が 1 名いる場合、その者を、当事者が共同で選任した首席仲裁人とする。同一者が 2 名以上含まれている場合、仲裁委員会主任が、事件の状況に照らして、その内の 1 名を首席仲裁人と決定し、当該首席仲裁人を、当事者が共同で選任した首席仲裁人とする。同一者がなかった場合、仲裁委員会主任は、指名リスト以外から首席仲裁人を指定する。

第二十八条 単独仲裁廷の構成

仲裁廷が 仲裁人 1 名により構成される場合、単独仲裁人は、本規則の第二十七条第 (二)、(三)、(四) 項に規定する手続に従って、選任又は指定されるものとする。

第二十九条 多数当事者仲裁廷の構成

(一) 仲裁事件の申立人及び / 又は被申立人が 2 人以上である場合、申立人側及び / 又は被申立人側当事者は、それぞれ協議の上、各側当事者が共同で仲裁人を選任するか、共同で仲裁委員会主任に依頼して指定しなければならない。

(二) 首席仲裁人又は単独仲裁人は、本規則第二十七条の第(二)、(四)、(五)、項に規定する手続に従い、選任又は指定されなければならない。申立人側及び/又は被申立人側は、本規則の第二十七条の規定に従い、首席仲裁人又は単独仲裁人を選任する場合には、各側が共同で協議した上、各側が共同で選任した候補者リストを提出しなければならない。

(三) 申立人側及び/又は被申立人側が仲裁通知を受領した後 15 日以内に各側が共同で 1 名の仲裁人を選任することができなかった場合、又は各側が共同で仲裁委員会主任に依頼して 1 名の仲裁人を指定することができなかった場合、仲裁委員会主任が仲裁廷の 3 名の仲裁人を指定し、かつその中から 1 名首席仲裁人を決定する。

第三十条 仲裁人指定に関する考慮事項

本規則に基づき仲裁人を指定する場合、仲裁委員会主任は、紛争に適用される法律、仲裁地、仲裁言語、当事者の国籍、紛争の種類、その他仲裁委員会主任が適切と考える要素を考慮するものとする。

第三十一条 開示

(一) 選任又は指定された仲裁人は、声明書に署名をし、その公正性及び独立性について合理的に疑いを生じさせるおそれのあるいか

なる事実又は状況を開示しなければならない。

- (二) 仲裁手続の過程で、開示の対象となる事実または状況が現れた場合、仲裁人は、速やかに書面で開示しなければならない。
- (三) 仲裁人の声明書及び/又は開示情報は、仲裁委員会仲裁院に提出し、当事者及び仲裁廷の他のメンバーに伝達しなければならない。

第三十二条 仲裁人の忌避

- (一) 当事者は、仲裁人の声明書及び/又は開示書面を受領し、開示された事実又は状況に基づいて、当該仲裁人の忌避を要求する場合、仲裁人の開示書面を受領した後 10 日以内に、書面により申し立てなければならない。期間内に忌避を申し立てなかった場合、仲裁人が過去に開示した事項を理由に、当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない。
- (二) 当事者は、選任又は指定された仲裁人の公正性及び独立性を疑うに足りる相当な理由がある場合、書面により当該仲裁人の忌避を申し立てることができる。ただし、忌避申立ての根拠となる具体的な事実及び理由を説明し、かつ挙証しなければならない。
- (三) 仲裁人忌避の申し立ては、仲裁廷構成の通知を受領した後 15 日以内に、書面により行わなければならない。期間経過後、忌避事由があることを知った場合は、忌避事由

を知った後 15 日以内に行うことができる。
ただし、最後の開廷審理終了時までに行わ
なければならない。

(四) 当事者の忌避申し立は、遅滞なく、他方の
当事者、忌避を申し立てられた仲裁人及び
仲裁廷のその他のメンバーに伝達されなけ
ればならない。

(五) 当事者が仲裁人忌避を申し立て、他方の当
事者がそれに同意した場合、又は忌避を申
し立てられた仲裁人が自ら当該仲裁事件の
仲裁人としての職務を辞任すると提案した
場合には、当該仲裁人は当該事件の仲裁人
として職務を辞任するものとする。上記事
情は、当事者の忌避申し立ての理由が立証さ
れたのを示すものではない。

(六) 前項に規定する事情を除き、仲裁人の忌避
の当否については、その理由を説明するこ
となく、仲裁委員会主任が最終的に決定す
るものとする。

(七) 忌避を申し立てられた仲裁人は、仲裁委員
会主任が仲裁人の忌避の当否について決定
するまで、引き続きその職務を履行しなけ
ればならない。

第三十三条 仲裁人の交代

(一) 仲裁委員会主任は、法律上若しくは事実上
その職務を遂行することができないか、又
は本規則に従って若しくは本規則に定める

期限内にその職務を遂行することができなかつた仲裁人を交代させることを決定する権利を有する。当該仲裁人は、仲裁人としての職務を辞任することを自ら申請することもできる。

- (二) 仲裁人を交代させるかどうかは、その理由を説明することなく、仲裁委員会主任が最終的に決定するものとする。
- (三) 仲裁人がその忌避又は交代によりその職務を遂行することができなくなった場合、仲裁委員会仲裁院が定める合理的な期間内に、仲裁人が当初選任又は指定されたのと同様の方法で、代替りの仲裁人を選任又は指定しなければならない。当事者が代替りの仲裁人を選任又は指定しなかった場合、仲裁委員会主任が代替りの仲裁人を指定するものとする。
- (四) 新しい仲裁人が選任又は指定された後、仲裁廷は、既に行われた手続を再び行うかどうか、及び行う場合にはその範囲について決定しなければならない。

第三十四条 仲裁人の過半数による仲裁手続の 継続

最後の審理が終了した後、3名からなる仲裁廷の仲裁人の1人が死亡又は除名等の事情により審議に参加すること及び / 又は仲裁判断を行うことができない場合、他の2名の仲裁人は、

第三十三条に従い、仲裁委員会主任に仲裁人の交代を要請することができる。当事者に意見を聞き、仲裁委員会主任の同意を得た後、2名の仲裁人で審理を続行し、決定又は仲裁判断を行うことができる。仲裁委員会仲裁院は、上記事情を当事者に通知しなければならない。

第三節 審理

第三十五条 審理の方法

- (一) 当事者間で別段の合意がない限り、仲裁廷は、仲裁廷が適切と考える方法で審理を行うことができる。すべての場合において、仲裁廷は、公正かつ公平に行動し、当事者に陳述及び弁論のための合理的な機会を与えなければならない。
- (二) 仲裁廷は、開廷して事件の審理を進めなければならないが、当事者が合意し、仲裁廷の同意を得た場合、又は仲裁廷が開廷する必要がないと認め、当事者の同意を得た場合、仲裁廷は、書面のみに基づいて審理を行うことができる。
- (三) 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、事件の具体的状況に応じて、審問的又は弁論的な審理方法により事件を審理することができる。
- (四) 仲裁廷は、適切と考える場所及び方法で審議を行うことができる。

- (五) 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、必要と考える場合には、審理を行う事件に関し、手続命令を発し、質問書を発し、審理の範囲に関する陳述書を作成し、公判前協議等を開催することができる。首席仲裁人は、仲裁廷の他のメンバーの授権の下、仲裁事件の手続的取り決めについて単独で決定することができる。

第三十六条 開廷場所

- (一) 当事者が開廷場所について合意した場合、仲裁事件の開廷審理は、本規則第八十五条第(三)項に定める場合を除き、合意された場所で行われるものとする。
- (二) 当事者間で別段の合意がない限り、仲裁委員会仲裁院又はその分会/仲裁センター仲裁院が管理する事件の審理は、それぞれ北京又は分会/仲裁センターの所在地で行われるものとする。仲裁廷が必要と認めた場合、仲裁委員会仲裁院院長の同意を得て、他の場所で開廷審理を行うこともできる。

第三十七条 開廷審理

- (一) 事件の開廷審理が行われる場合、仲裁廷は、第1回目の審理の日時を定めた後、審理の20日前までに当事者に審理の日時を通知するものとする。当事者は、正当な理由があるときは、審理の延期を請求する

ことができるが、審理の通知を受領した後5日以内に延期申立書を提出しなければならない。延期するかどうかは、仲裁廷が決定する。

- (二) 当事者が、正当な理由があつて、前項の規定に従つて開廷の延期申立てをすることができなかつた場合、その延期申立てを受理するか否かは、仲裁廷が決定する。
- (三) 開廷審理の再開日及び延期後の開廷審理の日時の通知並びに延期申立は、本条第(一)項の期限の制限を受けない。
- (四) 開廷審理が行われる場合、当事者及びその仲裁代理人は、審理に出席する権利を有する。その他の仲裁参加者の審理への参加は、仲裁廷が決定する。仲裁廷及び当事者が同意しない限り、仲裁参加者以外の者は出席してはならない。
- (五) 仲裁廷は、当事者の意見を聞いた上で、その裁量により、仲裁事件の状況に応じて、開廷審理を現地出席、遠隔ビデオ及びその他の適切な電子通信手段の形式で行うことを決定することができる。
- (六) 仲裁委員会仲裁院は、開廷審理のための施設及び遠隔ビデオによる開廷審理のための行政上の支援を与えるものとする。

第三十八条 秘密保持

- (一) 仲裁廷の審理は非公開で行われるものと

する。当事者が審理を公開で行うことを求める場合、仲裁廷は、審理を公開で行うか否かを決定するものとする。

- (二) 非公開で審理される事件においては、当事者、その仲裁代理人、仲裁人、証人、通訳人、仲裁廷から諮問を受けた専門家及び仲裁廷が指定した鑑定人並びにその他の関係者は、事件の内容及び手続に関するいかなる情報も外部に漏らしてはならない。

第三十九条 欠席審理

- (一) 申立人が、正当な理由なく審理に出席せず、又は仲裁廷の許可なく途中で退廷した場合、仲裁の申立てを取り下げたものとみなすことができる。被申立人が反対請求を提出した場合、仲裁廷がその反対請求について審理を行い、仲裁判断をすることを妨げない。
- (二) 被申立人が、正当な理由なく審理に出席せず、又は仲裁廷の許可なく途中で退廷した場合、仲裁廷は、欠席審理を行い、仲裁判断をすることができる。被申立人が反対請求を提出した場合、反対請求を取下げたものとみなすことができる。

第四十条 開廷審理の記録

- (一) 開廷審理が行われた場合、仲裁廷は、開廷審理の記録及び/又は録音・録画記録を

作成することができる。仲裁廷は、必要と認めるときは、開廷審理の要点を作成し、当事者及び/又はその代理人、証人及び/又はその他の関係者に対して、開廷審理の記録又は開廷審理の要点に署名又は押印するよう求めることができる。

(二) 当事者及びその他の仲裁参加者は、その陳述の記録に漏れ又は誤りがあると考えるときは、訂正を申請することができる。仲裁廷は、その訂正の申請に同意しないときは、その申請を調書に記載するものとする。

(三) 開廷審理の記録、開廷審理の要点及び録音・録画記録は、仲裁廷の閲覧に供されるものとする。

(四) 当事者の申請により、仲裁委員会仲裁院は事件の具体的状況に応じて、審理の記録を速記者に依頼することを決定することができ、当事者は、これにより発生する費用を事前に納付しなければならない。

第四十一条 挙証

(一) 当事者は、その申立て、答弁及び反対請求の根拠となる事実について証拠を提出し、証明しなければならない。また、その主張、弁論及び抗弁の要点を立証するための根拠を提出しなければならない。

- (二) 仲裁廷は、当事者が証拠を提出するための期限を定めることができる。当事者は、所定の期間内に証拠を提出しなければならない。仲裁廷は、証拠提出の遅延を認めないことができる。当事者が挙証期間内に証拠資料を提出することが確かに困難である場合、当事者は、証拠提出期間の満了前に挙証期間の延長を申請することができる。延長するか否かは、仲裁廷が決定するものとする。
- (三) 当事者が規定の期間内に証拠を提出せず、又は提出した証拠がその主張を証明するのに不十分な場合には、挙証責任を負うべき当事者がその結果を負担する。
- (四) 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、「証拠に関する中国国際経済貿易仲裁委員会のガイドライン（以下、「証拠に関するガイドライン」という）を適用または部分的に適用して審理することを決定することができるが、証拠に関するガイドラインは本規則の構成部分ではない。

第四十二条 質証

- (一) 当事者間で別段の合意がない限り、開廷審理をする事件については、審理の際、証拠を提出しなければならないが、当事者はこれを反対尋問することができる。
- (二) 書面により審理する事件又は証拠が審理

後に提出され、かつ当事者が書面により反対尋問を行うことに同意した事件については、書面で反対尋問をすることができる。書面による反対尋問の場合、当事者は、仲裁廷が定める期限内に反対尋問意見書を提出しなければならない。

第四十三条 仲裁廷による調査及び証拠収集

- (一) 仲裁廷は、必要と認めるときは、事実を調査し、証拠を収集することができる。
- (二) 仲裁廷は、事実を調査し証拠を収集する際、当事者に立ち会うよう通知することができる。通知したにもかかわらず、当事者の一方又は双方が立ち会わなかった場合、仲裁廷による事実調査及び証拠収集がそれにより妨げられることはない。
- (三) 仲裁廷が調査を経て収集した証拠は、当事者に転送されるものとし、当事者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第四十四条 専門家報告書及び鑑定書

- (一) 仲裁廷は、事件の専門的問題について、専門家に諮問し、又は鑑定人を指定して、鑑定を行うことができる。専門家及び鑑定人は、中国又は外国の機関又は自然人であってもいい。
- (二) 仲裁廷は、専門家又は鑑定人が検討、調査又は鑑定を行うために、関連資料、文書、又は財産、実物を専門家又は鑑定人に

提供又は提示するよう、当事者に求める権限を有し、当事者はその義務を負うものとする。

- (三) 専門家の報告書及び鑑定書の写しは、当事者に意見を述べる機会を与えるために、当事者に送付されるものとする。 専門家又は鑑定人の審問への出席を、当事者が申請し又は仲裁廷が要求した場合、専門家又は鑑定人は、審問に出席しなければならない。 仲裁廷が必要と認めるときは、作成された報告書について説明しなければならない。

第四十五条 手続の停止

- (一) 仲裁手続は、当事者が共同で又は別個にその停止を請求した場合、又はその停止を必要とするその他の事情が生じた場合には、停止することができる。
- (二) 手続停止の理由が消滅したとき又は手続停止期間が満了したときは、仲裁手続は再開されるものとする。
- (三) 仲裁手続の停止及び再開は、仲裁廷が決定するものとし、仲裁廷がまだ構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院院長が決定するものとする。

第四十六条 請求の取下げ及び事件の取消し

- (一) 当事者は、仲裁申立の全部又は仲裁反対請求申立の全部を取り下げることができ

る。申立人が仲裁申立の全部を取り下げた場合、そのため仲裁廷が被申立人の反対請求について審理及び仲裁判断を行うことが妨げられることはない。被申立人が反対請求申立の全部を取り下げた場合、そのため仲裁廷が申立人の請求について審理及び仲裁判断を行うことが妨げられることはない。

- (二) 当事者の都合又は関連法律の規定により仲裁手続を行うことができないときは、当事者が仲裁申立てを取り下げたものとみなすことができる。
- (三) 仲裁申立及び反対請求が全部取り下げられたときは、事件を取り消すことができる。仲裁廷の構成前に事件が取り消される場合、仲裁委員会仲裁院院長が事件の取り消しを決定するものとし、仲裁廷の構成後に事件が取り消される場合、仲裁廷が事件の取り消しを決定するものとする。
- (四) 前項及び本規則第六条第(七)項における事件取消決定には、「中国国際経済貿易仲裁委員会」の印鑑を押印しなければならない。

第四十七条 仲裁と調停の併用

- (一) 当事者が調停を希望する場合、又は一方の当事者が調停を希望し、仲裁廷が他方の当事者の同意を得た場合、仲裁廷は、仲裁

手続中に調停を行うことができる。当事者は、自らの意思で和解することもできる。

- (二) 仲裁廷は、当事者の同意を得て、仲裁廷が適切と考える方法で調停を行うことができる。
- (三) 仲裁廷は、調停の過程において、当事者のいずれかが調停を終了させることを提案した場合、又は仲裁廷が調停が成功する可能性がなくなると判断した場合には、調停を終了させるものとする。
- (四) 仲裁廷の調停により当事者が和解に達した場合又は自らの意思で和解した場合、両当事者は和解契約を締結するものとする。
- (五) 当事者は、調停により又は自らの意思により和解に至ったときは、仲裁申立て若しくは反対請求申立を取り下げ、又は仲裁廷に対し、当事者の和解契約の内容に基づいて、仲裁判断若しくは調停調書の作成を求めることができる。
- (六) 当事者が調停調書の作成を要求する場合、調停調書には仲裁請求及び当事者の書面の和解合意書の内容を記載し、仲裁人が署名し、かつ、「中国国際経済貿易仲裁委員会」の印章を押印し、両当事者に送達しなければならない。
- (七) 調停に失敗した場合、仲裁廷は仲裁手続

を続行し、仲裁判断を行うものとする。

- (八) 当事者が調停を希望しているが、仲裁廷主宰の調停を希望しない場合、仲裁委員会は、当事者の同意を得て、当事者が適切な方法及び手続により調停を行うよう支援することができる。
- (九) 調停に失敗した場合、いずれの当事者も、その後の仲裁手続、司法手続及びその他の手続において、相手方当事者又は仲裁廷が調停において述べた意見、見解、陳述、同意又は否定した提案若しくは主張を、請求、答弁又は反対請求の根拠として援用することはできない。
- (十) 当事者が仲裁手続開始前に自ら又は調停を通じて和解合意に至った場合、当事者は、仲裁委員会の仲裁に付託する旨の仲裁合意及びその和解合意に基づいて、仲裁委員会に対して、仲裁廷を構成し、和解合意の内容に従って仲裁判断を行うよう要請することができる。当事者間で別段の合意がない限り、仲裁委員会主任は、1名の単独仲裁人を指定して仲裁廷を構成し、仲裁廷は、適切と考える手続に従って審理を行い、仲裁判断を下すものとする。具体的な手続および期限は、本規則の他の条項に定める手続および期限の制限を受けないものとする。

第四十八条 第三者出資

- (一) 第三者資金の提供を受ける当事者は、資金提供契約締結後遅滞なく、第三者資金提供の事実、経済的利益及び第三者の名称及び住所等を仲裁委員会仲裁院に提出しなければならない。仲裁委員会仲裁院は、これに関係当事者及び仲裁廷に送付しなければならない。仲裁廷は、必要と認めた場合、第三者による資金提供を受けた当事者に対し、関連情報の開示を求めることができる。
- (二) 仲裁廷は、仲裁費用及びその他の関連費用について判断をするにあたり、第三者による資金提供の有無及び当事者が前項の規定を遵守しているか否かを考慮することができる。

第四十九条 中間決定

- (一) 仲裁廷が必要であると考え、又は当事者が要求し仲裁廷が同意した場合、仲裁廷は、最終的な仲裁判断を下す前に、事件のいかなる争点について中間決定を下すことができる。
- (二) いずれかの当事者が中間決定に従わなかったとしても、仲裁手続の継続又は仲裁廷による最終的な仲裁判断を妨げない。

第五十条 早期却下手続

- (一) 当事者は、仲裁申立又は反対請求申立が明らかに法的根拠を欠くか又は明らかに仲

裁廷の管轄外であることを理由として、仲裁申立又は反対請求申立の全部又は一部の早期却下を申請することができる（以下「早期却下手続申請」という。）

- (二) 当事者は、書面により早期却下手続申請をし、事実上及び法律上の根拠を記載するものとする。仲裁廷は、当事者が仲裁手続を遅延させるために早期却下手続申請を濫用することを防止するために、申請を行う当事者に対し、正当な理由を提出し、かつ早期却下手続が仲裁手続全体を迅速化させることを証明するよう要求することができる。当事者による早期却下手続の申請は、仲裁廷が仲裁手続を継続することを妨げるものではない。
- (三) 当事者は、可能な限り早期に、早期却下手続の申請を提出しなければならない。仲裁廷が別段の決定をしない限り、遅くとも答弁書又は反対請求答弁書の提出時まで提出しなければならない。
- (四) 仲裁廷は、当事者に意見を聞いた上、早期却下手続の申請を受理するか否かを決定することができる。
- (五) 仲裁廷は、早期却下手続の申請について、申請を提出した日から 60 日以内に、決定又は判断をし、かつその理由を付さなければならない。仲裁委員会仲裁院院長は、

仲裁廷の請求により、正当かつ必要であると判断した場合には、適切に期限を延長することができる。

- (六) 仲裁廷が早期却下手続の申請を支持又は一部支持するとの判断をした場合、仲裁廷が他の仲裁申立及び反対請求について審理を続行することを妨げない。

第三章 仲裁判断

第五十一条 仲裁判断の期限

- (一) 仲裁廷は、仲裁廷の構成後6ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない。
- (二) 仲裁委員会仲裁院院長は、仲裁廷の請求により、正当かつ必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- (三) 手続の停止期間は、本条第(一)項に規定する仲裁判断をする期間に算入しない。

第五十二条 仲裁判断

- (一) 仲裁廷は、事実及び契約上の合意に基づき、法律の規定に従い、かつ、国際的な慣行を参考に、公正かつ合理的な方法で、独立かつ公平に、仲裁判断を行うものとする。
- (二) 事件そのものに適用される法律について当事者が合意している場合は、その合意に従う。当事者が合意していない場合、又は当事者の合意が法律の強行規定と矛盾す

る場合、仲裁廷は、事件そのものに適用される法律又は法律規則を決定するものとする。

- (三) 仲裁廷は、仲裁判断において、仲裁申立、争いのある事実、仲裁判断の理由、仲裁判断の結果、仲裁費用の負担及び仲裁判断の期日及び場所を記載しなければならない。当事者が争いのある事実及び仲裁判断の理由を記載しないことに合意し、かつ、仲裁判断が当事者間の和解合意の内容に基づいて行われる場合には、争いのある事実及び仲裁判断の理由を省略することができる。仲裁廷は、仲裁判断において、当事者が仲裁判断を履行すべき具体的な期間及び履行遅滞に対する責任を定める権利を有する。
- (四) 仲裁判断書には「中国国際経済貿易仲裁委員会」の印章を押捺しなければならない。
- (五) 3名の仲裁人から構成される仲裁廷により審理される事件については、仲裁人の全員または過半数の意見により仲裁判断を行うものとする。少数の仲裁人の意見書は、巻末に添付されるものとし、仲裁判断に添付することができるが、これらは仲裁判断の一部を構成するものではない。
- (六) 仲裁廷が多数意見を形成することができ

ない場合、仲裁判断は、首席仲裁人の意見に従って行われるものとする。他の仲裁人の意見書は、巻末に添付されるものとし、仲裁判断に添付することができるが、これらは仲裁判断の一部を構成するものではない。

- (七) 仲裁判断が、首席仲裁人または単独仲裁人の意見に基づいて行われ、同人が署名する場合を除き、仲裁判断書は、仲裁人の過半数によって署名されるものとする。反対意見のある仲裁人は、仲裁判断書に署名してもしなくてもよい。仲裁人の電子署名は、手書きの署名と同じ効力を有するものとする。
- (八) 仲裁判断が行われた日付は、仲裁判断が法的に有効となる日付とする。
- (九) 仲裁判断は最終的なものであり、当事者を拘束する。
- (十) 当事者に送達される仲裁判断書は、紙媒体とする。当事者が合意した場合、又は仲裁委員会が必要と認めた場合、仲裁判断書は電子的形式で送達することができる。

第五十三条 一部仲裁判断

- (一) 仲裁廷が必要と考える場合、または当事者が申し出、仲裁廷がそれに同意した場合、仲裁廷は、最終的な仲裁判断を下す前に、当事者が主張する一部の事項について

一部仲裁判断を下すことができる。一部仲裁判断は最終的なものであり、当事者を拘束する。

- (二) 当事者の一部仲裁判断に対する不履行は、仲裁手続の続行、仲裁廷の最終仲裁判断を妨げるものではない。

第五十四条 仲裁判断書のレビュー

仲裁廷は、仲裁判断書に署名する前に、仲裁委員会に仲裁判断案を提出し、閲覧させるものとする。仲裁廷の独自の判断を損なうことなく、仲裁委員会は、仲裁廷に対し、仲裁判断に関する疑問点について注意を喚起することができる。

第五十五条 負担すべき費用

- (一) 仲裁廷は、当事者が仲裁委員会に最終的に支払うべき仲裁費用及びその他の費用を仲裁判断書において判断する権限を有するものとする。
- (二) 仲裁廷は、仲裁判断において、敗訴当事者が勝訴当事者に対し、事件の具体的状況に照らして、勝訴当事者が事件の遂行において負担した合理的な費用を補償するよう決定する権限を有するものとする。敗訴当事者が勝訴当事者に、勝訴当事者が事件を遂行するために負担した費用を補償するのが合理的であるか否かを判断するにあたっては、仲裁廷は、事件の仲裁判断結果、

事件の複雑さ、勝訴当事者及び / 又はその代理人の実際の作業量並びに事件の紛争金額を具体的に考慮するものとする。

第五十六条 仲裁判断書の訂正

- (一) 仲裁廷は、自らの意思により、仲裁判断の発行後合理的な期間内に、仲裁判断の誤記、誤植又は計算違い、その他これに類する性質の誤り又は脱落について、書面により訂正することができる。
- (二) いずれの当事者も、仲裁廷に対し、仲裁判断の受領後 30 日以内に、仲裁判断の誤記、誤植若しくは計算違い又はその他これに類した性質の誤り若しくは脱落について、書面による訂正を申請することができ、誤りがある場合には、仲裁廷は、申請書の受領後 30 日以内に書面による訂正を行うものとする。
- (三) かかる書面による訂正は、仲裁判断の不可分の一部を構成するものとし、本規則第五十二条第(四)項から第(十)項までの規定が適用される。

第五十七条 追加仲裁判断

- (一) 仲裁廷は、申立・反対請求に関して仲裁判断に遺漏がある場合、仲裁判断発行後合理的な期間内に、自らの意思で追加仲裁判断をすることができる。

- (二) いずれの当事者も、仲裁判断書の受領後 30 日以内に、仲裁廷に対し、仲裁判断に漏れがある事項について追加仲裁判断をす
るよう書面で請求することができる。この
ような漏れがある場合、仲裁廷は、当該書
面による請求の受領後 30 日以内に追加仲
裁判断をしなければならない。
- (三) 追加仲裁判断は、仲裁判断の一部を構成
するものとし、本規則第五十二条第(四)
項から第(十)項までの規定が適用される。

第五十八条 仲裁判断の履行

- (一) 当事者は、仲裁判断書に記された期限内に
仲裁判断を履行しなければならない。仲裁
判断書に履行期限が明記されていない場合、
仲裁判断は直ちに履行されなければならない。
い。
- (二) 当事者が仲裁判断を履行しない場合、他方
の当事者は、法に従って管轄権を有する人
民法院に対し、執行を申請することができる。

第四章 簡易手続

第五十九条 簡易手続の適用

- (一) 当事者間で別段の合意がない限り、紛争
金額が 500 万人民币元を超えない場合、又は
紛争金額が 500 万人民币元を超えるが、一方
の当事者の書面による申請と他方の当事者

の書面による同意がある場合、又は当事者が簡易手続を適用することに合意した場合には、簡易手続が適用される。

- (二) 紛争金額がない場合又は紛争金額が不明確な場合、仲裁委員会は、事件の複雑さ、関係する利益の大きさ及びその他の関連要素を総合考慮して、簡易手続を適用するかどうかを決定する。

第六十条 事件の受理

仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその附属書を受理した後、審査の上、本規則第十二条に定める受理条件を満たし、かつ、簡易手続が適用されると認めるときは、当事者双方に仲裁通知を発しなければならない。

第六十一条 仲裁廷の構成

当事者間に別段の合意がない限り、簡易手続が適用される事件は、本規則第二十八条の規定に従い、単独仲裁廷を設置して審理を行うものとする。

第六十二条 答弁及び反対請求

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後 20 日以内に、答弁書及び証拠資料、その他の証明書類を提出しなければならない。反対請求があるときは、この期間内に、反対請求申立書及び証拠資料、その他の証明書類を提出しなければならない。
- (二) 申立人は、被申立人の反対請求に対する

答弁書を、反対請求申立受理の通知受領後
20 日以内に提出しなければならない。

- (三) 当事者が正当な理由により上記期限の延長を請求した場合、仲裁廷は期限を延長するか否かを決定するものとし、仲裁廷がまだ構成されていない場合には、仲裁委員会
仲裁院院長が決定するものとする。

第六十三条 審理の方法

仲裁廷は、事件を適切と考える方法により審理することができる。当事者に意見を聞いた上で、当事者から提出された書面資料及び証拠に基づいて、書面審理のみを行うか、又は開廷審理を行うかを決定することができる。

第六十四条 開廷審理

- (一) 開廷審理による事件の場合、仲裁廷は、
第 1 回目の開廷日時を確定した後、開廷の 15 日前までに開廷日時を当事者に通知しなければならない。当事者は、正当な理由があるときは、開廷の延期を請求することができる。ただし、開廷通知を受領した後 3 日以内に書面により延期の申立てをしなければならず、仲裁廷は、延期するか否かを決定するものとする。
- (二) 仲裁廷は、当事者に前項の期限に従って開廷延期の請求を提出することができない正当な理由があるときは、その延期の請求を受理するか否かを決定するものとする。

(三) 開廷審理の再開日時及び延期後の開廷審理日時の通知並びにその延期申立ては、本条第(一)項の期限の制限を受けないものとする。

第六十五条 仲裁判断の期限

- (一) 仲裁廷は、仲裁廷の構成後3ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない。
- (二) 仲裁委員会仲裁院院長は、仲裁廷の請求により、正当かつ必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- (三) 手続の停止期間は、本条第(一)項に定める仲裁判断の期間に算入しない。

第六十六条 手続の変更

仲裁申立の変更または反対請求の提出は、簡易手続の続行を妨げない。変更された仲裁申立または反対請求に係る紛争金額がそれぞれ500万人民元を超える事件の場合、当事者が合意し、または仲裁廷が通常の手続に変更する必要があると認めるときを除き、引き続き簡易手続を適用するものとする。

第六十七条 本規則の他の規定の準用

本章に定めのない事項については、本規則の他の章の関連規定を準用する。

第五章 国内仲裁における特別規定

第六十八条 本章の適用

- (一) 国内仲裁事件については、この章の規定を

適用する。

- (二) 本規則第五十九条の規定に該当する国内仲裁事件については、第四章の簡易手続の規定を適用する。

第六十九条 事件の受理

仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその附属書を受理した後、審査の上、本規則第十二条に定める受理の条件を満たし、かつ、国内仲裁手続が適用されると認めるときは、当事者に対し、仲裁通知を発しなければならない。

第七十条 仲裁廷の構成

仲裁廷は、本規則の第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条及び第三十条の規定に従って構成されなければならない。

第七十一条 答弁及び反対請求

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後 20 日以内に、答弁書並びにその根拠となる証拠資料及びその他の証明書類を提出しなければならない。反対請求があるときは、同期間内に、反対請求申立書並びにその根拠となる証拠資料及びその他の証明書類を提出しなければならない。
- (二) 申立人は、被申立人の反対請求に対して、反対請求申立書受理の通知を受領した後 20 日以内に、答弁を提出しなければならない。

- (三) 当事者が正当な理由により上記期限の延長を求めた場合、仲裁廷は期限を延長するか否かを決定するものとし、仲裁廷がまだ構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院が決定するものとする。

第七十二条 開廷審理

- (一) 開廷審理が行われる事件の場合、仲裁廷は、第 1 回目の開廷日時を確定した後、開廷の 15 日前までにその日時を当事者に通知しなければならない。当事者は、正当な理由に基づいて、開廷の延期を請求することができる。ただし、開廷通知を受領した後 3 日以内に書面により延期の申立を提出しなければならない。仲裁廷は、延期をするか否かを決定するものとする。
- (二) 当事者に前項の規定に従って開廷延期を申し立てることができない正当な理由がある場合、仲裁廷は、その延期申立を受理するか否かを決定するものとする。
- (三) 開廷審理の再開日時及び延期後の開廷審理日時の通知並びにその延期申立は、本条第(一)項の期限の制限を受けないものとする。

第七十三条 開廷審理記録

- (一) 仲裁廷は、開廷状況を記録し、調書を作成しなければならない。当事者及びその他の仲裁参加者は、調書に書かれた自分の

陳述に記載漏れ又は誤りがあると考えられる場合、その訂正を申請することができる。仲裁廷は、その訂正申請に同意しない場合、その申請を調書に記載しなければならない。

- (二) 仲裁人、記録官、当事者及びその他の仲裁参加者は、調書に署名又は押印しなければならない。

第七十四条 仲裁判断の期限

- (一) 仲裁廷は、仲裁廷の構成後4ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない。
- (二) 仲裁委員会仲裁院院長は、仲裁廷の請求により、正当かつ必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- (三) 手続の停止期間は、本条第(一)項に定める仲裁判断の期間に算入しない。

第七十五条 本規則の他の条項の適用

本章に定めのない事項については、本規則の他の章の関連規定を準用する。本規則の第六章の規定はこの限りではない。

第六章 香港における仲裁の特別規定

第七十六条 本章の適用

- (一) 仲裁委員会は香港特別行政区に仲裁委員会香港仲裁センターを設置する。本章は仲裁委員会香港仲裁センターが仲裁申立を受理し、かつ管理する仲裁事件に適用する。

(二) 当事者が紛争を仲裁委員会香港仲裁センターの仲裁に付託する旨の合意をした場合、又は紛争を仲裁委員会の香港における仲裁に付託する旨の合意をした場合、仲裁委員会香港仲裁センターが仲裁申立てを受理し、事件を管理する。

第七十七条 仲裁地及び手続の適用法

当事者間で別段の合意がない限り、仲裁委員会香港仲裁センターが管理する事件の仲裁地は香港とし、仲裁手続に適用される法律は香港仲裁法とし、仲裁判断は香港仲裁判断とする。

第七十八条 管轄権の決定

仲裁合意及び / 又は仲裁事件の管轄権に対する当事者による異議は、遅くとも最初の実質的答弁の前に提出されなければならない。

仲裁廷は、仲裁合意の存在及び有効性並びに仲裁事件の管轄権について決定する権限を有する。

第七十九条 仲裁人の選任又は指定

現行の仲裁委員会仲裁人名簿は仲裁委員会香港仲裁センターが管理する事件で使用することが推奨されるが、当事者は仲裁委員会仲裁人名簿以外の仲裁人を選任することができる。選任された仲裁人は、仲裁委員会主任が確認するものとする。

第八十条 暫定措置及び緊急救済

- (一) 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、当事者一方の申請により、適切な暫定措置を決定する権限を有する。
- (二) 仲裁廷の構成前には、当事者は「中国国際経済貿易仲裁委員会緊急仲裁人手続」(本規則付録三)に従い、緊急暫定救済を申請することができる。

第八十一条 仲裁判断書の印章

仲裁判断書には「中国国際経済貿易仲裁委員会香港仲裁センター」の印章を押印しなければならない。

第八十二条 仲裁費用

「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用表(三)」(本規則付録二)は、本章に基づき受理・管理される事件に適用される。

第八十三条 本規則の他の条項の準用

本章に定めがない事項については、本規則の他の章の関連規定を準用する。本規則の第五章の規定はこの限りではない。

第七章 附則

第八十四条 仲裁言語

- (一) 当事者が仲裁言語について合意している場合、その合意に従う。
- (二) 当事者が仲裁言語について合意していない

場合、中国語を仲裁言語とする。仲裁委員会は、契約の言語を含むすべての状況を十分に考慮した上で、1 つまたは複数の言語で仲裁を行うことを決定することもできる。仲裁廷の構成後、仲裁廷は、事件の具体的状況に応じて、仲裁手続において使用すべき仲裁言語を再選択することができる。

(三) 仲裁廷が開廷審理を行う上で、当事者又はその代理人、証人が通訳を必要とする場合、仲裁委員会仲裁院は、通訳を提供することができ、又は当事者自身が通訳を提供することもできる。

(四) 仲裁廷又は仲裁委員会仲裁院は、必要と判断した場合、当事者が提出した各種文書及び証明資料について中国語又はその他の言語の翻訳を提出するよう求めることができる。

第八十五条 仲裁費用及び経費

(一) 仲裁委員会は、定められた仲裁費用表に従って仲裁費用を当事者に請求するほか、事件を処理するための仲裁人の特別報酬、旅費、食費及び宿泊費、事件を記録する速記者を雇う費用、並びに仲裁廷が専門家、鑑定人及び通訳を招聘する費用等、その他の追加的かつ合理的な経費を当事者に請求することができる。

仲裁人の特別報酬は、当事者が合意するか、

仲裁人が提案し、仲裁委員会仲裁院が関係当事者の同意を得た上で、時間単価に基づいて見積もることができ、「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用金表（三）」（本規則付録二）三（二）「仲裁人の報酬および費用（時間単価ベース）」の基準および関連規定を参考に、確定することができる。

（二）当事者が、仲裁委員会の定める期間内に、自ら選任した仲裁人の特別報酬、旅費、食費および宿泊費の経費を予め納付しなかった場合、当事者は仲裁人を選任しなかったものとみなされる。

（三）当事者が、仲裁委員会又はその分会/仲裁センターの所在地以外で開廷することに合意した場合、当事者は、旅費、食費及び宿泊費など、当該審理の結果発生する経費を予め納付しなければならない。当事者が仲裁委員会の定める期間内に当該経費を予め納付しなかった場合、開廷審理は、仲裁委員会又はその分会/仲裁センターの所在地で行われるものとする。

（四）当事者が 2 つ以上の言語を仲裁言語とすることに合意した場合、又は本規則第五十九条の規定により簡易手続が適用される事件であるにもかかわらず、3 名の仲裁人からなる仲裁廷により審理することに合意した場合、仲裁委員会は当事者に追加的かつ

合理的な費用を請求することができる。

(五) 仲裁委員会が本規則第二条第(七)項に定めるアドホック仲裁サービスを当事者に提供する場合、仲裁廷は、当事者の要請があり、かつ、事件の状況に応じて、当事者と協議の上、関連する仲裁費用の請求を決定し、当事者に指定期間内に納付するよう通知するものとする。当事者が納付しない場合又は全額納付をしない場合、仲裁委員会は、アドホック仲裁サービス提供の全部又は一部を停止することができ、また、当該要請を取り下げたものとみなすことができる。

第八十六条 責任の制限

仲裁委員会及びそのスタッフ、仲裁人、緊急仲裁人並びに仲裁手続において仲裁廷が招聘した関係者は、仲裁に適用される法律に別段の定めがある場合を除き、本規則に基づく仲裁に関連する過失、作為及び不作為を含む一切の行為について、いかなる者に対しても民事責任を負わないものとし、証言義務を負わないものとする。

第八十七条 規則の解釈

(一) 本規則の各条項の表題は、条文の意味を解釈するために用いてはならない。

(二) 本規則の解釈は、仲裁委員会が行う。

第八十八条 規則の施行

本規則は、2024年1月1日から施行する。本規則の施行前に仲裁委員会及びその分会/仲裁センターが管理する事件については、事件の受理

時に適用される仲裁規則が引き続き適用されるものとする。当事者双方が同意する場合、本規則を適用することもできる。

付録一

中国国際経済貿易仲裁委員会及びその分会 /仲裁センター名簿

中国国際経済貿易仲裁委員会

所在地：北京市西城区樺皮厂胡同 2 号国際商会大厦 6

F

郵便番号：100035

TEL（代表）：010-82217788

FAX：010-82217766/010-64643500

電子メール：info@cietac.org

URL：<http://www.cietac.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会

所在地：広東省深圳市福田区中心四路 1 号

嘉里建設広場 2 棟 12F

郵便番号：518046

TEL：0755-88286848

FAX：0755-88286861

電子メール：infosz@cietac.org

URL：<http://www.cietac-sc.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会 (上海証券先物金融国際仲裁センター)

所在地：上海市浦東新区世紀大道 1198 号

世紀匯広場 1 棟 16F

郵便番号：200122

TEL：021-60137688

FAX：021-60137689

電子メール：infosh@cietac.org

URL: <http://www.cietacshanghai.org>

**中国国際経済貿易仲裁委員会天津分会
(天津国際経済金融仲裁センター)**

所在地: 天津市河東区六緯路と大直沽八号路の交差点
天津万達センターオフィスビル万海ビル 18F
1803・1804 单元

郵便番号: 300170

TEL: 022-66285688

FAX: 022-66285678

電子メール: tianjin@cietac.org

URL: <http://www.cietac-tj.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会西南分会

所在地: 重慶江北区江北嘴聚賢岩広場 8 号
力帆センター1 号ビル 15-5, 15-6

郵便番号: 400024

TEL: 023-67860011

FAX: 023-67860022

電子メール: cietac-sw@cietac.org

URL: <http://www.cietacsw.org.cn/>

中国国際経済貿易仲裁委員会香港仲裁センター

所在地: 香港中環雪厂街 11 号律政センター西棟 5F 503
室

TEL: 852-25298066

FAX: 852-25298266

電子メール: hk@cietac.org

URL: <http://www.cietachk.org.cn>

中国国際経済貿易仲裁委員会浙江分会

所在地：浙江省杭州市延安路二輕ビル A 棟 10F

郵便番号：310006

TEL：0571-28169009

FAX：0571-28169010

電子メール：zj@cietac.org

URL：<http://www.cietac-zj.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会湖北分会

所在地：湖北省武漢市武昌区小洪山東路 34 号

湖北省科技創業ビル B 棟 11F

郵便番号：430070

TEL：027-87639292

FAX：027-87639269

電子メール：hb@cietac.org

URL：<http://www.cietac-hb.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会福建分会

(福建自貿区仲裁センター)

所在地：福建省福州市台江区闽江北 CBD 祥坂街 357 号

陽光城時代広場 16F 1602

郵便番号：350002

TEL：0591-87600275

FAX：0591-87600330

電子メール：cietac-fj@cietac.org

URL：<http://www.cietac-fj.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会江蘇仲裁センター

所在地 江蘇省南京市玄武区长江路 188 号德基ビル 31F

郵便番号: 210018

TEL: 025-69515388

FAX: 025-69515390

電子メール: js@cietac.org

URL: <http://www.cietacjs.org.cn>

中国国際経済貿易仲裁委員会シルクロード仲裁センター

所在地: 陝西省西安市高新区丈八四路 20 号

神州デジタル産業園 5 号棟 22F

郵便番号: 710075

TEL: 029-81119935

FAX: 029-81118163

電子メール: infosr@cietac.org

URL: <http://www.cietac.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会四川分会 (成都国際仲裁センター)

所在地: 四川省成都市高新区天府大道中段 1577 号

中国-ヨーロッパセンター12F

郵便番号: 610041

TEL: 86-28-83180751

FAX: 86-28-83199659

電子メール: sichuan@cietac.org

中国国際経済貿易仲裁委員会山東分会

所在地：山東省済南市歴下区竜奥西路一号

銀豊財富広場 2 号ビル (B 棟) 301、304 室

郵便番号：250102

TEL: 0531-81283380

FAX: 0531-81283390

電子メール：sdinfo@cietac.org

URL: <http://www.cietacsd.org.cn>

中国国際経済貿易仲裁委員会ヨーロッパ仲裁センター

所在地：Mariahilfer Straße 47, 1060 Vienna, Austria

TEL: 43 (1) 310 3110

FAX: 43 (1) 310 3110 01

電子メール：infoeu@cietac.org

URL: <https://www.cietac-eu.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会北米仲裁センター

電子メール：infous@cietac.org

中国国際経済貿易仲裁委員会海南仲裁センター

所在地：海南省海口市美兰区国興大道 15A 号

グローバル貿易の窓ビル 1306 室

郵便番号：570100

TEL: 0898-3638 8800/ 0898-3638 8877

FAX: : 0898-3638 8877

電子メール：hn@cietac.org

URL: <http://www.cietac.org>

中国国際経済貿易仲裁委員会雄安分会

所在地：河北省雄安自貿試験区

総合管理サービスセンター（建設中）

TEL: 86 10 82217788

電子メール: infoxa@cietac.org

付録二

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用表（一）

（本費用表は本仲裁規則第三条第（二）項第1号及び第2号に基づく仲裁事件に適用される）

紛争金額（人民幣元）	仲裁費用（人民幣元）
1,000,000 元以下	紛争金額の 4%,最低 10,000 元を下回らない
1,000,001 元から 2,000,000 元まで	40,000 元+紛争金額 1,000,000 元を超える部分の 3.5%
2,000,001 元から 5,000,000 元まで	75,000 元+紛争金額 2,000,000 元を超える部分の 2.5%
5,000,001 元から 10,000,000 元まで	150,000 元+紛争金額 5,000,000 元を超える部分の 1.5%
10,000,001 元から 100,000,000 元まで	225,000 元+紛争金額 10,000,000 元を超える部分の 1%
100,000,001 元から 300,000,000 元まで	1,125,000 元+紛争金額 100,000,000 元を超える部分の 0.65%
300,000,001 元から 1,000,000,000 元まで	2,425,000 元+紛争金額 300,000,000 元を超える部分の 0.60%
1,000,000,001 元から 2,000,000,000 元まで	6,625,000 元+紛争金額 1,000,000,000 元を超える部分の

	0.45%
2,000,000,001 元以上	11,125,000 元+紛争金額 2,000,000,000 元を超える部分の 0.4%,紛争金額が 30 億元を超え る部分は仲裁費用に計上しな い。

1. 仲裁を申請する場合、1 件につき 10,000 人民元の追加申請費用が請求され、これには仲裁申請書の審査、事件登録、コンピュータプログラムの入力および使用、アーカイブ等の費用が含まれる。

2. 仲裁費用表の紛争金額は、申立人の請求額とし、請求額が実際の紛争金額と一致しない場合、実際の紛争金額が優先されるものとする。

3. 紛争金額が仲裁申立時に確定されていない場合、または特別な事情がある場合は、仲裁委員会が仲裁費用の金額を決定するものとする。

4. 請求される仲裁費用が外貨建てである場合、本仲裁費用表の規定に従い、人民元相当の外貨が請求されるものとする。

5. 本仲裁費用表に従って請求される仲裁費用に加えて、仲裁委員会は、仲裁規則の関連規定に従って、その他の追加的かつ合理的な経費を請求することができる。

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用表（二）

本費用表は本仲裁規則第三条第（二）項第3号に基づき仲裁事件に適用される

一、事件受理費用

紛争金額（人民幣元）	事件受理费（人民幣元）
100,000 元以下	紛争金額の 4 %、下限額 100 元を下回らない
100,001 元から 500,000 元まで	4,000 元+紛争金額 100,000 元を超える部分の 2%
500,001 元から 1,000,000 元まで	12,000 元+紛争金額 500,000 元を超える部分の 1%
1,000,001 元から 50,000,000 元まで	17,000 元+紛争金額 1,000,000 元を超える部分の 0.5%
50,000,001 元から 300,000,000 元まで	262,000 元+紛争金額 50,000,000 元を超える部分の 0.48%
300,000,001 元から 1,000,000,000 元まで	1,462,000 元+紛争金額 300,000,000 元を超える部分の 0.46%
1,000,000,001 元から 2,000,000,000 元まで	4,682,000 元+紛争金額 1,000,000,000 元を超える部分の 0.42%
2,000,000,001 元以上	8,882,000+紛争金額 2,000,000,000 を超える部分の 0.4%、紛争金額が 30 億元を超える部分は事件受理费に計上しない

二、事件処理費用

紛争金額（人民幣元）	事件処理費（人民幣元）
200,000 元以下	最低 6,000 元を下回らない
200,001 元から 500,000 元まで	6,000 元＋紛争金額 200,000 元を 超える部分の 2%
500,001 元から 1,000,000 元まで	12,000 元＋紛争金額 500,000 元 を超える部分の 1.5%
1,000,001 元から 5,000,000 元まで	19,500 元＋紛争金額 1,000,000 元を超える部分の 0.45%
5,000,001 元から 20,000,000 元まで	37,500 元＋紛争金額 5,000,000 元を超える部分の 0.3%
20,000,001 元から 100,000,000 元まで	82,500 元＋紛争金額 20,000,000 元を超える部分の 0.2%
100,000,001 元から 1,000,000,000 元まで	242,500 元＋紛争金額 100,000,000 元を超える部分の 0.1%
1,000,000,001 元以上	1,142,500 元＋紛争金額 1,000,000,000 元を超える部分の 0.03%、紛争金額が 30 億元を超 える部分は事件処理費に計上し ない

1. 仲裁費用表の紛争金額は、申立人の申立額とし、申立額が実際の紛争金額と一致しない場合は、実際の紛争金額が優先されるものとする。

2. 紛争金額が仲裁申立時に未確定である場合又は特別な事情がある場合、仲裁委員会は、紛争に関わる権利利益の具体的な状況に従って、予め請求すべき

仲裁費用の金額を決定するものとする。

3. 仲裁委員会は、本仲裁費用表に従って請求される仲裁費用に加えて、仲裁規則の関連規定に従って、その他の追加的かつ合理的な経費を請求することができる。

中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用表（三）

本費用表は本仲裁規則第六章に基づく仲裁委員会香港仲裁センターが管理する仲裁事件に適用される。

一、事件受理费

申立人は、仲裁委員会香港仲裁センターに仲裁申立を提出すると同時に、申立の審査、事件登録、コンピュータ・プログラムの使用、アーカイブおよび人件費として 8,000 香港ドルの事件受理费を支払うものとする。事件受理费は返金できない。

二、機関管理費

1、機関管理費用表

紛争金額（香港ドル）	機関管理費（香港ドル）
500,000 元以下	25,000 元
500,001 元から 1,000,000 元まで	25,000 元+紛争金額 500,000 元を超える部分の 2%
1,000,001 元から 5,000,000 元まで	35,000 元+紛争金額 1,000,000 元を超える部分の 1.6%
5,000,001 元から 10,000,000 元まで	99,000 元+紛争金額 5,000,000 元を超える部分の 0.8%
10,000,001 元から 20,000,000 元まで	139,000 元+紛争金額 10,000,000 元を超える部分の 0.5%
20,000,001 元から 40,000,000 元まで	189,000 元+紛争金額 20,000,000 元を超える部分の 0.2%
40,000,001 元から 80,000,000 元まで	229,000 元+紛争金額 40,000,000 元を超える部分の 0.15 %
80,000,001 元から 400,000,000 元まで	289,000 元+紛争金額 80,000,000 元を超える部分の 0.05%

400,000,001 元から 1,000,000,000 元まで	449,000 元+紛争金額 400,000,000 元を 超える部分の 0.02%
1,000,000,001 元以上	569,000+紛争金額 1,000,000,000 元を 超える部分の 0.005%、最高 香港ド ル 60 万円を上回らない。

2、機関管理費には事件秘書の業務に対する報酬と仲裁委員会及びその分会/仲裁センターの開廷審理室の使用料が含まれる。

3、紛争金額の決定においては、仲裁申立額と仲裁反対請求申立額が合算される。紛争金額が決定できない場合、又は特別な事情がある場合、仲裁委員会は、事件の具体的な状況を考慮して、機関管理費を決定するものとする。

4、仲裁委員会香港仲裁センターは、機関管理費用表に従って機関管理費を請求できるほか、仲裁規則の関連規定に従って、その他の追加的かつ合理的な経費を請求することができる。それには翻訳・謄写費用、仲裁委員会およびその分会/センター以外の法廷で審理を行うことにより発生する会場費用が含まれるが、これらに限定されない。

5、仲裁委員会香港仲裁センターは、事件受理费および機関管理費が香港ドル以外の通貨で支払われる場合、機関管理費用表に従い、香港ドル額に相当する外貨を請求するものとする。

三、仲裁人の報酬及び費用

(一) 仲裁人の報酬及び費用（紛争金額ベース）

1、仲裁人の報酬表

紛争金額	仲裁人の報酬（仲裁人1人当たり 香港ドル）	
（香港ドル）	下限額	上限額
500,000 元以下	15,000 元	60,000 元
500,001 元から 1,000,000 元ま で	15,000 元+紛争金額 500,000 元を超える部 分の 2.30%	60,000 元+紛争金額 500,000 元を超える部 分の 8.50%
1,000,001 元か ら 5,000,000 元 まで	26,500 元+紛争金額 1,000,000 元を超える 部分の 0.80%	102,500 元+紛争金額 1,000,000 元を超える 部分の 4.3%
5,000,001 元か ら 10,000,000 元 まで	58,500 元+紛争金額 5,000,000 元を超える 部分の 0.60%	274,500 元+紛争金額 5,000,000 元を超える 部分の 2.30%
10,000,001 元か ら 20,000,000 元 まで	88,500 元+紛争金額 10,000,000 元を超える 部分の 0.35%	389,500 元+紛争金額 10,000,000 元を超える 部分の 1.00%
20,000,001 元か ら 40,000,000 元 まで	123,500 元+紛争金額 20,000,000 元を超える 部分の 0.20%	489,500 元+紛争金額 20,000,000 元を超える 部分の 0.65%
40,000,001 元か ら 80,000,000 元 まで	163,500 元+紛争金額 40,000,000 元を超える 部分の 0.07%	619,500 元+紛争金額 40,000,000 元を超える 部分の 0.35%
80,000,001 元か ら 200,000,000 元まで	191,500 元+紛争金額 80,000,000 元を超える 部分の 0.05%	759,500 元+紛争金額 80,000,000 元を超える 部分の 0.25%
200,000,001 元 から 400,000,000 元	251,500 元+紛争金額 200,000,000 元を超え る部分の 0.03%	1,059,500 元+紛争金額 200,000,000 元を超え る部分の 0.15%

まで		
400,000,001 元 から 600,000,000 元 まで	311,500 元+紛争金額 400,000,000 元を超え る部分の 0.02%	1,359,500 元+紛争金額 400,000,000 元を超え る部分の 0.12%
600,000,001 元 から 750,000,000 元 まで	351,500 元+紛争金額 600,000,000 元を超え る部分の 0.01%	1,599,500 元+紛争金額 600,000,000 元を超え る部分の 0.10%
750,000,000 元 以上	366,500 元+紛争金額 750,000,000 元を超え る部分の 0.008%	1,749,500 元+紛争金額 750,000,000 元を超え る部分の 0.06%

2、本費用表に別段の定めがない限り、仲裁人の報酬は、仲裁委員会が、事件の状況を考慮し、上記費用表に従って定めるものとする。仲裁人の報酬には、仲裁人が仲裁活動の遂行に要したすべての合理的な経費を含むものとする。

3、仲裁人の報酬は、当事者全員が書面で合意した場合、または例外的な状況において仲裁委員会が決定した場合、この仲裁人報酬表に定める最高額を上回ることができる。

4、当事者は、仲裁委員会が決定した仲裁人の報酬および費用を仲裁委員会香港仲裁センターに前払いするものとする。当事者は、仲裁委員会香港仲裁センターの同意を得て、仲裁人の報酬および費用を適切な割合で分割して支払うことができる。当事者は、仲裁人の報酬および費用の支払いについて連帯責任を負うものとする。

5、紛争金額を決定するには、仲裁申立額及び仲裁反対請求申立額を合算するものとする。紛争金額が確定できない場合又は特別な事情がある場合、仲裁委員会は、事件の具体的な状況を考慮して仲裁人の報酬を決定するものとする。

(二) 仲裁人の報酬及び費用（時間単価ベース）

1、仲裁人の報酬および費用が時間単価に基づいて請求されることについて当事者が書面で合意した場合、その合意に従い、仲裁人は、仲裁に関連して仲裁人が合理的に行ったすべての業務について時間単価で報酬を受けるものとし、仲裁人の費用には、仲裁人の仲裁活動において生じたすべての合理的な経費が含まれる。

2、当事者が緊急仲裁手続の開始を申請した場合、緊急仲裁人は時間単価に基づいて報酬を受ける。

3、当事者によって選ばれた仲裁人の時間単価は、当該当事者と選ばれた仲裁人とが合意するものとし、単独仲裁人および首席仲裁人の時間単価は、当該仲裁人と当事者とが合意するものとする。仲裁人の時間単価が合意できない場合、または仲裁委員長が代わりに仲裁人を指定した場合、当該仲裁人の時間単価は仲裁委員会が決定するものとし、緊急仲裁人の時間単価は仲裁委員会が決定するものとする。

4、仲裁人につき合意又は決定された時間単価は、仲裁委員会が設定した、申立書の提出日に仲裁委員会のウェブサイト上で公表された時間単価上限を超えてはならない。当事者が書面で合意した場合、又は

例外的な状況において仲裁委員会が決定した場合、仲裁人は、定められた時間単価上限よりも高い時間単価で報酬を受けることができる。

5、当事者は、仲裁人の報酬および費用を仲裁委員会香港仲裁センターに前払するものとし、前払の金額は仲裁委員会香港仲裁センターが決定するものとする。当事者は、仲裁人の報酬および費用の支払いについて連帯責任を負うものとする。

(三) その他の事項

1、仲裁委員会香港仲裁センターは、当事者が仲裁人の報酬および支払うべきすべての費用を支払うことを保証するため、仲裁廷の裁量で、仲裁判断を留置する権限を有するものとする。仲裁委員会香港仲裁センターは、仲裁廷の判断により、当事者が共同で、またはそのいずれかが当該報酬および費用を支払った後、仲裁判断を当事者に送付するものとする。

2、仲裁人の報酬および費用が香港ドル以外の通貨で支払われる場合、仲裁委員会香港仲裁センターは、本費用表の規定に従い、香港ドルに相当する額の外貨を受領するものとする。

中国国際経済貿易仲裁委員会緊急仲裁人手続

第一条 緊急仲裁人手続の申立

(一) 緊急に暫定的な救済を必要とする当事者は、適用される法律又は当事者の合意に従って、緊急仲裁手続を申請することができる。

(二) 緊急仲裁人手続を申請する当事者(以下「申立人」という)は、仲裁廷が構成される前に、緊急仲裁手続申立書を、事件を管轄する仲裁委員会仲裁院又はその分会/仲裁センターの仲裁院に提出しなければならない。

(三) 緊急仲裁手続申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- 1、関係当事者の名称及び基本情報
- 2、申立の基礎づけになった紛争及び緊急の暫定的救済申立の理由
- 3、緊急の暫定的救済措置および緊急救済を受ける権利の根拠
- 4、緊急の暫定的救済の申請に必要なその他の情報
- 5、緊急仲裁人手続の適用法および言語に関する意見

申立人は、申立の根拠となる証拠資料及びその他の証明書類を、申立書に添付して提出しなければならない。そこには、仲裁合意書および紛争

の原因となった関連協議書が含まれるが、これに限らない。

申立書、証拠資料及びその他の文書の部数は、一式3部ずつとし、多数当事者事件の場合には、相応の部数に増やすものとする。

(四) 緊急仲裁人手続に要する費用は、申立人が予め納付しなければならない。

(五) 当事者が仲裁の言語について合意している場合には、緊急仲裁人手続の言語は、当事者が合意した仲裁言語とする。当事者が合意していない場合、仲裁委員会仲裁院が手続の適用言語を決定する。

第二条 申立の受理及び緊急仲裁人の指定

(一) 仲裁委員会仲裁院は、申立人が提出した申立書、仲裁合意及び関連証拠に基づき、予備審査の上、緊急仲裁人手続の適用の可否を決定する。緊急仲裁人手続の適用が決定された場合、仲裁委員会仲裁院院長は、申立書を受領し、かつ、申立人が緊急仲裁人手続の費用を納付した後、1日以内に緊急仲裁人を指定する。

(二) 仲裁委員会仲裁院は、仲裁委員会仲裁院院長が緊急仲裁人を指定した後直ちに、受理通知と申立人の申立書類を一括に、指定された緊急仲裁人及び緊急暫定措置の申立てをされた当事者に転送し、同時に他の当事者及び仲裁委員会主任に受理通知の写しを

送付しなければならない。

第三条 緊急仲裁人の情報開示及び忌避

- (一) 緊急仲裁人は、いずれの当事者も代表せず、当事者から独立して、当事者を平等に扱わなければならない。
- (二) 緊急仲裁人は、その指定を受けると同時に、声明書に署名し、その公平性及び独立性に合理的に疑いを生じさせるおそれがある事実又は状況を仲裁委員会仲裁院に開示しなければならない。緊急仲裁人は、緊急仲裁人手続中にその他の開示すべき事情が現れた場合、直ちに書面で開示しなければならない。
- (三) 緊急仲裁人の声明書及び / 又は開示は、仲裁委員会仲裁院が当事者に転送しなければならない。
- (四) 緊急仲裁人の声明書及び / 又は開示書面を受領した当事者が、緊急仲裁人が開示した事実又は状況に基づき、当該緊急仲裁人に対し、忌避を要求する場合、当事者は、緊急仲裁人の開示書面を受領した後 2 日以内に、書面により当該要請を提出しなければならない。期限が過ぎても忌避の申立をしない場合、当事者は、緊急仲裁人が過去に開示した事項を理由に忌避の申立をすることはできない。期限経過後、忌避事由を知った場合、その事由を知った日から 2 日

以内に忌避申立をすることができる。但し、仲裁廷構成時までに申立てなければならない。

(五) 指定された緊急仲裁人の公平性及び独立性を疑うに足りる相当の理由がある場合、当事者は、書面により当該緊急仲裁人の忌避を申立てることができるが、忌避の申立の根拠となる具体的な事実及び理由を説明し、証拠を提出しなければならない。

(六) 仲裁委員会仲裁院院長は、緊急仲裁人の忌避の適否を決定するものとする。緊急仲裁人忌避を決定した場合、仲裁委員会仲裁院院長は、忌避決定後 1 日以内に緊急仲裁人を新たに指定し、同決定の写しを仲裁委員会主任に送付しなければならない。忌避が求められた緊急仲裁人は、忌避の決定がなされるまで、引き続きその職務を遂行しなければならない。

開示及び忌避手続は、新しく就任した緊急仲裁人にも等しく適用されるものとする。

(七) 当事者間で別段の合意がない限り、緊急仲裁人は、当該事件の仲裁廷メンバーとしての選任または指定を受諾してはならない。

第四条 緊急仲裁人手続の所在地

当事者間で別段の合意がない限り、事件の仲裁地は緊急仲裁人手続の所在地とする。本仲裁規則第七条の規定は、事件の仲裁地の決定に

準用する。

第五条 緊急仲裁人手続

- (一) 緊急仲裁人は、可能な限り、指定を受けた後 2 日以内に、緊急仲裁人手続のスケジュールを作成しなければならない。緊急仲裁人は、緊急救済の種類および緊急性に照らして合理的と考える方法で手続を遂行し、関係当事者に合理的な陳述の機会が与えられるよう努めなければならない。
- (二) 緊急仲裁人は、救済実施の前提条件として、緊急救済の申立人に対して、適切な担保を提供するよう求めることができる。
- (三) 緊急仲裁人の権限及び緊急仲裁人手続は、仲裁廷の成立日に終了する。
- (四) 緊急仲裁人手続は、当事者が適用される法に基づき管轄権のある法院に暫定措置を請求する権利を妨げるものではない。

第六条 緊急仲裁人の決定

- (一) 緊急仲裁人は、必要とされる緊急の暫定的救済について決定する権限を有し、決定が適法かつ有効であるための合理的な努力をしなければならない。
- (二) 緊急仲裁人の決定は、緊急仲裁人が指定を受けた後 15 日以内にしなければならない。緊急仲裁人が決定期間の延長を請求した場合、仲裁委員会仲裁院院長は、その延長が合理的であると判断した場合に限り、これ

を認めるものとする。

- (三) 緊急仲裁人の決定には、緊急救済措置の理由を記載し、緊急仲裁人が署名し、仲裁委員会仲裁院又はその分会/仲裁センター仲裁院の印を押さなければならない。
- (四) 緊急仲裁人の決定は、当事者を拘束するものとする。当事者は、執行が行われる国又は地域の関連法規定に従って、管轄裁判所に強制執行を申請することができる。緊急仲裁人または構成された仲裁廷は、当事者が請求し、かつ理由を説明した場合、緊急仲裁人の決定を訂正、停止または終了する権利を有するものとする。
- (五) 緊急仲裁人は、緊急の暫定救済措置を講じる必要がない、または諸般の事情により緊急の暫定救済措置を講じることが不可能と認める場合、申立人の申請を却下し、緊急仲裁人手続を終了することを決定することができる。
- (六) 緊急仲裁人の決定は、下に掲げるいずれかの場合にその効力を失うものとする。
- 1、緊急仲裁人又は仲裁廷が緊急仲裁人の決定を終了させた場合
 - 2、仲裁委員会仲裁院院長が、緊急仲裁人忌避の決定をした場合
 - 3、仲裁廷が最終仲裁判断をした場合（仲裁廷が、緊急仲裁人の決定が引き続き効力

を有すると判断した場合を除く)

- 4、仲裁申立人が、仲裁判断が下される前に
仲裁申立をすべて取り下げた場合
- 5、緊急仲裁人の決定から 90 日以内に仲裁
廷を構成できなかつた場合。この期限
は、当事者の合意により又は仲裁委員会
仲裁院が適切と考える場合に延長する
ことができる。
- 6、仲裁廷の構成後、仲裁手続停止が 60 日
間続いた場合。

第七条 緊急仲裁人手続費用の負担

- (一) 申立人は、緊急仲裁人の報酬および仲裁委
員会の管理費用を含む緊急仲裁人手続費用
人民元 3 万元を予め納付しなければならない。
仲裁委員会仲裁院は、申立人に対して、
その他の追加的かつ合理的な経費の予納を
要求する権利を有するものとする。

当事者が仲裁委員会香港仲裁センターに緊急の暫定救済を申請する場合、当事者は、「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁費用表(三)」(仲裁規則付録二)の規定に従い、緊急仲裁人手続の費用を事前に納付しなければならない。

- (二) 当事者が負担すべき緊急仲裁人手続の費用の割合は、緊急仲裁人がその決定においてともに決定するものとする。ただし、仲裁廷が、一方の当事者の請求に応じて、当該費用の配分に関する最終決定をすることを

妨げない。

- (三) 仲裁委員会仲裁院は、緊急仲裁人手続が決定がなされる前に終了した場合、申立人に払い戻される緊急仲裁人手続の費用の額を決定する権限を有する。

第八条 その他

仲裁委員会はこの緊急仲裁人手続を解釈する権限を有する。

對外經濟貿易仲裁委員會の中国国際經濟貿易仲
裁委員會への名称変更と
仲裁規則の改正に関する國務院の回答

中国国際貿易促進委員會：

國務院は、中国国際貿易促進委員會の對外經濟貿易仲裁委員會の名称を中国国際經濟貿易仲裁委員會に変更することを承認し、既存の從属關係は変更せず、受理する案件の範圍は国際經濟貿易で生じるすべての紛争とする。

中国国際經濟貿易仲裁委員會の仲裁規則については、中国の法律および中国が締結または参加した国際条約に従い、国際慣行を参考にし、貴会が現行の仲裁規則を改定し、貴会の委員會會議で採択し、公布・施行するものとする。今後仲裁規則については、貴会が独自で改定するものとする。

1988年6月21日

**對外貿易仲裁委員會を對外經濟貿易仲裁委員會
に改稱することに関する**

國務院の通達

(1980年2月26日)

1954年5月6日に、前中央人民政府政務院は、中国国際貿易促進委員会内に對外貿易仲裁委員会を設置することを決定した。このたび、中国の對外經濟貿易關係の継続的な発展のニーズに応えるため、對外貿易仲裁委員会を對外經濟貿易仲裁委員会と改稱し、受理する案件の範囲を、中外合弁事業、中国における工場建設への外資投資、中外銀行間の相互信用など、さまざまな種類の對外經濟提携に起因する紛争に拡大し、委員の人数は、業務発展のニーズに応じて適切に増員するものとする。

**中国国際貿易促進委員会における対外貿易
仲裁委員会の設置に関する
中央人民政府政務院の決定**

(1954年5月6日政務院第215回政務会議にて採択)

対外貿易において発生しうる紛争を仲裁によって解決するためには、対外貿易に関係する社会組織に仲裁機関を設置することが必要であり、ここに次のとおり決定する。

一、対外貿易における契約及び取引において生じ得る紛争、特に外国の企業、会社その他の経済組織と中国の企業、会社その他の経済組織との間の紛争を解決することを目的として、中国国際貿易促進委員会内に対外貿易仲裁委員会（以下、仲裁委員会という）を設置する。

二、仲裁委員会は、当事者間で締結された関連契約及び協定に基づき、対外貿易紛争を受理する。

三、仲裁委員会は、中国国際貿易促進委員会が、対外貿易、商業、工業、農業、運輸、保険及びその他の関連事業並びに法律に関する専門知識と経験を有する者の中から選出した15人から21人の委員により構成され、その任期は1年とする。

四、仲裁委員会は、委員の中から委員長1名、副委員長2名を選出する。

五、紛争事件の仲裁を申立てる場合、各当事者は、それぞれ仲裁委員会の委員の中から仲裁人を1名ずつ選任し、選任された仲裁人が、仲裁委員会の委員の中から1名を共同で選任して首席仲裁人とし、共同で審理を行うものとする。当事者は共同で、仲裁委員会の委員の中から仲裁人を1名選任し、単独に審理を行うこともできる。

当事者は、仲裁委員会が定める期間内または当事者間の合意に定めた期間内に仲裁人を選任しなければならない。選任された仲裁人は、仲裁委員会が定める期間内に首席仲裁人を選任しなければならない。当事者が規定の期間内に仲裁人を選任しない場合、仲裁委員会委員長は、他方の当事者の要請により、当事者に代わって仲裁人を指定するものとし、選任又は指定された仲裁人が規定の期間内に首席仲裁人の選任について合意に達しなかった場合、仲裁委員会委員長が、代わりに首席仲裁人を選任するものとする。

六、いずれの当事者も、仲裁委員会に依頼して仲裁人を選任することができ、他方の当事者の仲裁人とともに、首席仲裁人を選任し、共同で紛争事件を審理するものとする。当事者が仲裁人の選任を仲裁委員会に依頼することに合意した場合、仲裁委員会委員長は、仲裁人1名を指定し、単独で審理をすることができる。

七、仲裁委員会が紛争事件を審理する際、当事者は、その利益を保護するために代理人を任命することができる。

前項の代理人は、中華人民共和国の国民であっても、外国の国民であってもよい。

八、仲裁委員会が紛争案件を審理する際、仲裁委員会は、当事者の権利保護のために、当事者の関連物品及び財産権に対して、臨時措置を定めることができる。

九、仲裁の費用を補うため、仲裁委員会は手数料を課すことができ、その額は紛争額の1%を超えてはならない。

十、仲裁委員会の判断は最終的なものとし、いずれの当事者も法院その他の当局に対してその変更を請求することができない。

十一、当事者は、仲裁委員会の判断を、判断書に定められた期限に従って執行しなければならない。期限経過後も判断が執行されていない場合、中華人民共和国人民法院は、当事者の一方の請求により法に従って判断を執行する。

十二、仲裁手続規則は、中国国際貿易促進委員会が制定する。